

昭和六十三年五月十三日

昭和六十三年五月十三日(金曜日)

午前十時一分開議

昭和六十三年五月十三日

午前十時開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二 都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第五 郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六 漁業災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○今日の会議に付した案件

一、原子力の平和的利用に関する協力のための
日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協

昭和六十三年五月十三日 参議院会議録第十七号

明) 定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長（藤田正明君）これより会議を開きます。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本
国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結
について承認を求めるの件について、提出者の趣
旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（藤田正明君） 御異議ないと認めます。 宇
野外務大臣。

〔國務大臣宇野宗佑君登壇、拍手〕

○国務大臣(宇野宗佑君) 昨年十一月四日に東京において署名いたしました原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、趣旨の御説明を申し上げます。

日米両国間には、昭和四十三年に締結されました。現行の原子力協定がございますが、我が国は、米国より供給を受けている核燃料の再処理を行うに当たって必要とされる米国の同意を円滑に取得することに多大の関心を有しております。他方、米国においては、昭和五十三年に核不拡散法が成立いたしました。このような事情のもとに、政府は、昭和五十七年以来、現行の日米原子力協

定を改定するために米国政府との間で交渉を行った結果、昭和六十二年十一月四日に東京において、我が方倉成外務大臣と先方マンズフィールド駐日大使との間でこの協定に署名を行うに至った次第であります。

この協定は、専門家及び情報の交換、核物質等の供給並びに役務の提供等についての両政府間の協力について規定するとともに、協力が平和的利用に限定されることを確保するため国際原子力機関の保障措置が適用されること、核物質の適切な防護の措置が維持されること、核物質を利用したな活動などを両政府間の同意に係らしめることなどについて規定しているものであります。また、このような同意については、この協定の実施取極に於いて一定の条件のもとにあるものについては一括して与えることが定められております。

この協定の締結は、日米間の原子力協力のために新しい枠組みを提供し、我が国にとり必要不可欠な長期的に安定した米国との協力を確保するたためのものであり、今後の我が国の原子力の平和的利用の一層の促進及び核拡散防止への我が国の貢獻に資するものと考えております。

右を御勘案の上、この協定の締結につき御承認を得られますよう格別の御配慮を得たい次第でございます。

以上が、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件の趣旨でございます。(拍手)

○議長 藤田正明君） たいだいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。小川仁一君。

〔小川仁一君登壇、拍手〕

○小川仁一君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま提案されました原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合

衆国政府との間の協定について質問をいたします。

この協定、いわゆる日米原子力協定は、去る四月二十五日に米国議会において自動的に承認されました。

御存じのように、プルトニウムは原爆の材料として用いられ、強い発がん作用を持っています。プルトニウム発見者のシーボーグ博士が人間の知っている最も有毒な元素と言っているように、二重の意味を持つ危険きわまりない要注意物質であります。したがって、米国議会においても、プルトニウムを積んだ航空機の領空飛行を禁止する声が高まり、特に中継地とされているアラサカ州を中心に激しい反対運動が起きたことは御存じのことと思います。そして、アメリカ上空は飛行しない、アラスカに着陸しないとの条件で、やっと自動承認されたと言われております。

カナダも領空飛行を承認しない態度であります。

この事実経過は御存じと思いますが、間違いないか、外務大臣にお伺いいたします。

このように、協定の一方の当事国アメリカにおいて上空輸送を拒否されているブルトニウムが日本の国土上空を輸送されることは、国民の同意を得られるはずがありません。アメリカ上空を航空輸送しないブルトニウムを、なぜ日本上空を航空輸送しようとするのか。このことについて、国民の前で、安全性を含めて竹下総理の責任ある態度の御表明をお願いいたします。

覚書附屬書五には、輸送容器について「航空機の墜落の際にもその健全性を維持するように設計され、かつ、認定される。」と規定されています。アメリカでは、プルトニウム輸送容器の基準であるニョーレグ〇三六〇に、マコウスキー修正法案等によってさらに厳しい条件がつけ加えられています。我が国の容器の基準はどうなっていますか、お伺いいたします。

昭和六十三年五月十三日 参議院會議録第十七号

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める
(趣旨説明) 四〇八

発等の事故によって地上に落下しても破壊しない強度が要求されます。また海上に落下した場合、水深三千メートル、四千メートルといった地点でも回収しなければ危険であります。深海からの回収技術と、その間の腐食等に耐え得る容器の開発の可能性について、科学技術庁長官の御見解をお伺いいたします。

容器の開発に当たっては、最高巡航高度からの落下試験、航空機爆発時の試験、衝撃時に耐え得る強度、高熱への耐性、容器の浸水性、腐食の時間等がテストされ、その実験結果は国民に公表されるべきであります。政府として公表をお約束できますかどうか、お伺いいたします。

最近、世界的に航空機事故が頻発しております。日本の空も非常に過密であります。先月二十一日、航空安全推進連絡会議が発表した調査によりますと、昨年一年間のニアミスは前年度を大きく上回っております。発生場所は、空港周辺が七〇％、ニアミスの相手機は軍用機がその半数に上ると言われております。どこかの空港に着陸するにしても非常な危険性を持っております。

私が予算委員会の質疑の際、米軍基地の三沢飛行場に着陸する可能性を排除しないとの答弁がありました。三沢飛行場は、その周辺に米軍や自衛隊の訓練空域を非常に広くとっており、絶えず訓練のための軍用機が多数飛んでおります。また三沢基地周辺では、自衛隊機等の事故もかなり起きております。このような管制外の軍用機の飛び交う中に着陸させることは、重大な危険性に目をつけることとなります。

今までは、羽田に空輸されたと言われておりますが、羽田を利用している国民にとっては非常なショックであると言われております。どこかの空港に着陸させるのか、日本の空港に着陸適地があるのか、運輸大臣の明確なお考えをお聞きしたいと思っております。

また、国民が納得する適地がなければ、空港がなければ、空輸は中止すべきと思いますが、いかが

がございましょうか。

日米原子力協定の対象外のプルトニウムが今までイギリスから羽田空港に空輸されていました。専用機を用いることなく、普通の航空機で輸送され、容器もアメリカのニューレグ〇三六〇の基準よりも甘いIAEA基準のもので言われております。事実でしょうか。また運輸省はこのことを知っていたと思えますが、どのような対策をとっていたのでしょうか。事の重大性を考慮していただい

でしょうか。昭和五十三年以降はプルトニウムの空輸、羽田着陸を認めておりません。なぜ、それ以前は認めて、その後認めなかったのか、理由を説明していただきたいと思っております。

プルトニウムは、航空法第八十六条に言う航空機で輸送してはならない物質で、運輸省令第五十六号の航空法施行規則の第九十四条の七で指定されている物質と思えますが、いかがでございましょうか。

除外規定はありますが、日米原子力協定に基づく輸送量は、一回の輸送二百五十キログラムと言われ、輸送回数も二週間に一便と予想されております。二百五十キログラムのプルトニウムは、地球上の全人口に死をもたらす量とも言われております。このような大量のプルトニウムを積載した航空機は、恐ろしいほどの危険性のあるものであります。着陸を認めないことが現行法の本旨に基づくと考えられますが、運輸大臣のお考えをお聞きいたします。

次に、空輸中の事故、着陸時の事故の防災対策についてお伺いいたします。

これはどの危険な物質に対する防災対策はどの省が責任を持つておやりになるのですか。事故発生には寸秒を争って対応しなければならぬものであります。絶対破壊されない容器というのは原理的には存在いたしません。容器に頼っているのは安全性が保たれないのであります。どのような防災方法が研究され、実施されようとしているのか、お伺いしたいと思っております。

事故が発生すれば、当然損害を招きます。損害補償の責任は、どこが、だれがとるのですか。空輸をお認めになった政府は、どのような行政的責任をとるのでしょうか。明快な答弁をお願いいたします。

チェルノブイリ事故以降建設が中止または棚上げされた原子力発電所は、ソ連、イタリア、デンマーク、西ドイツなど九カ国、二十四基に上っております。その中で、プルトニウムを使用する高速増殖炉を開発し続けるのは日本だけです。アメリカは既に中止し、先行していたフランスでさえスーパーフェニックス計画は事故を機会に中止されております。プルトニウムを利用する核燃料サイクルの計画自体を見直す時期と考えますが、いかがでございましょうか。お考えをお伺いします。

仮にプルトニウム利用が技術的に可能になったとしても、経営的には大変高くつくのが実情と思えます。業界もまたこのことを知り、これからの開発に疑念を持っている状態でございます。同じ熱量を出す三〇濃縮ウランと返還プルトニウムの単価を比較した試算価格を示していただきたい。そのことによって経営的に非常に困難であることが明確になると思えます。

以上、いろいろお考えをお聞きいたしました。最後に、竹下総理の御決意をお聞きしたいと思っております。

プルトニウムは、二万四千年もの半減期を持つ物質でございます。竹下総理、あなたの時代に人間の知っている地球上の最も有毒な元素を日本に空輸し、貯蔵し、利用することは、二万四千年の間、この日本の国に存在する日本人、我々の子孫に絶えざる死の恐怖を残すこととなります。今なら間に合います。プルトニウムの利用をやめて、安心できる日本の国をつくる決意を持っていただきたいと思っております。そのことを切に望んで、お答えをいただいて私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) まず、我が国の貴重なエネルギー資源であるという前提の上で、使用済み燃料再処理によって得られるプルトニウムを位置づけておることが基本的な考え方であり、これを核燃料として利用したいと考えています。これは重要な課題であります。このため、政府としては、今後とも安全の確保をまさに大前提に、そして必要な核物質防護措置を講じながらプルトニウムの利用を推進していく、これが基本的な考え方でございます。

おっしゃいましたように、本協定が米国議会で審議される間いろいろ議論がありましたことは、私なりに報告も受けておるところであります。

そこで、我が国がプルトニウム航空輸送を行う場合には、万一の航空機事故が発生した際に安全を確保し得るような輸送容器を用いるなどによりまして、安全の確保を大前提にこれを実施してまいらうという考え方をさせていただきます。

最後に、二万四千年にわたる問題という先生のお考えをお聞きいたしました。

私も、最初申しましたように、まさに我が国の貴重なエネルギー源である、そして何よりも安全性を大前提にこれに対応していくという決意を申し上げて、お答えにかえさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣宇野宗佑君登壇、拍手〕

○国務大臣(宇野宗佑君) 小川議員にお答え申し上げます。

確かに本協定は、米議会におきましてもその輸送方法につきましていろいろ議論がございましたが、結局、四月二十五日、そのまゝの形で承認をされたものと承知いたしております。

また、米政府は、プルトニウムの輸送方法に関しましては、ただいまお話がありましたとおり、ノンストップで北極を通して日本へ輸送してくる、こういうことが近い将来可能になるとい

判断に立ちまして、同政府といたしましては最優先の問題だ、このようなことで探求していくとこととであります。こうした方針は、既に米政府から我が国にも伝えられてきております。

また、米議会において本協定の締結が承認されました段階におきましても、米政府のこのような判断また方針が大いに参考になったであろうと私たちは考えております。

そこで、我が方といたしましては、ノンストップ飛行という問題に関しては、今後、米国と同様に検討をいたしたいと存じます。その結果を踏まえまして、米側との話し合いを含め本問題につき適切に対処していく方針でございます。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣伊藤宗一郎君登壇 拍手〕

○国務大臣(伊藤宗一郎君) お答えいたします。まず、プルトニウム輸送容器的の安全基準についてでございますが、万が一の航空機事故の際にも安全が確保されますよう、現在、科学技術庁の原子力安全委員会が安全基準の検討が慎重に進められているところでございます。

また、輸送容器的の開発につきましては、動力炉・核燃料開発事業団が、当面、世界で最も厳しい米原子力規制委員会の基準を満足することを目標に開発を進めてきておりまして、確かな見通しを得たところでございます。

いずれにせよ、今後、米国を含む諸外国の動向も踏まえまして策定される我が国の基準に従い、安全確保に万全を期してまいる所存でございます。

次に、プルトニウムの輸送容器的の海没時、海に沈んだときの回収技術の問題でございますが、現在の我が国の技術では、水深三千メートル程度までは回収可能と考えております。またそれよりも深い場合でありまして、関係国の御協力などによりまして可能な限り回収を図ってまいる所存でございます。

プルトニウム航空輸送容器的の試験データの公表でございますけれども、現在、開発を進めておりまして、その開発ができ上がった段階におきまして、その安全性について国民の御理解を得るため、試験の内容、結果等を取りまとめ、適切な時期に公開していく所存でございます。

日米原子力協定の対象とならない返還プルトニウムの我が国への輸送につきましては、これまでにイギリスから、核分裂性プルトニウム元素量で約六百六十キログラムが航空輸送及び海上輸送により輸送されております。このうちの航空輸送につきましては、先生御指摘のとおり、昭和四十年代に行われたものでございまして、英国から羽田の飛行場まで、当時の国際原子力機関の規則を満足する輸送容器的を用いて行われた、このように承知しております。

プルトニウムの航空輸送を行う場合には、先ほども申し上げましたけれども、万が一の事故にも安全を確保し得る輸送容器的を用いることといたしておりますので、プルトニウムによる災害が生ずるような事態は起こらないものと考えております。

エネルギー資源に乏しい我が国にとりまして、使用済み燃料の再処理により得られるプルトニウムを利用していくことは、先ほど総理もお答えを申し上げましたとおり、我が国のエネルギー供給の安定を確保する観点から極めて重要な課題であり、その積極的な利用を進めてまいる所存でございます。

濃縮ウランとプルトニウムとは核燃料としての燃やしが異なりますから、単純な値段の比較はできませんけれども、あえて一つの試算をするとして、三割の濃縮ウラン一キログラムの価格は約十三万円程度と見積もられ、一方、これと同じ熱量を生ずるプルトニウムの量は約三十グラムになる、そういう前提に立ちますと、そのプルトニウムの価格は約四万円程度になると聞いております。

いずれにしても、このような単純な比較からプルトニウム利用の経済性を一概に判断することはできない、そのように考えております。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣石原慎太郎君登壇 拍手〕

○国務大臣(石原慎太郎君) 運輸省に対する御質問は、要約しますと三点あると承知しております。

第一に、着陸空港の問題でございますが、プルトニウムの空輸に当たりましては、万が一の航空事故に遭遇した場合にも、その健全性が損なわれない容器的が使用されるべきことが大前提でございます。さらに、航空機が安全に着陸でき、しかも警備も十分に行われる飛行場ではなくてはならないと思っております。また安全かつ円滑な輸送が実施されるためにも、輸送実施主体が飛行場設置管理者等の理解と協力を得るよう努力することが当然であると考えております。それらの条件が完全に満たされれば、在来のかかる空港にも着陸が可能だと承知しております。

第二は、過去のある時点、これは昭和五十年まででございますけれども、プルトニウムが空輸されております。その後これが行われなくなったのはなぜかという御質問でございますが、五十年前に行われたプルトニウムの空輸は、ただいまも科学技術庁長官がお答えしましたように、当時の国際ルールに準拠した我が国の法制に従って実施されたものでございます。当時としては、国際的に見ても妥当なものだったと考えております。

しかし、昭和五十三年以降は、放射性物質全般について国際的なルールが強化されてきて、さらにまた米国において極めて厳しいプルトニウムの空輸規制が実施されたことにかんがみまして、自來、プルトニウムの空輸を抑制することとして今日に至っておりますが、現在、原子力安全委員会が新たな基準を検討されておまして、それができるまでの間は引き続きプルトニウムの空輸は抑制されるべきだと認識しております。

第三点は、大量のプルトニウムについての空輸、それに関する制限の問題でございますけれども、放射性物質の空輸につきましては原則的に禁止されておりますが、一定の技術基準を満足すれば空輸できることとされております。さらに、放射性物質の中の一部のものについては、所定の基準を満足しているということについて輸送前に運輸大臣の確認を受けることが義務づけられております。このような規制のフレームは、国際的な安全規制のルールにも合致したものであると承知しております。(拍手)

〔国務大臣田村元君登壇 拍手〕

○国務大臣(田村元君) 核燃料サイクルを見直すべきとの御質問でございますが、エネルギー資源に乏しい我が国が今後とも電力の供給安全性を確保していくためには、安全を第一として軽水炉を活用することはもとより、発電しながら消費した以上の核燃料を生産する高速増殖炉を開発することがぜひとも必要であると考えております。

また、我が国は、原子力発電に必要不可欠な核燃料サイクルのうち、濃縮、再処理等をほぼ全面的に海外に依存しているところでございますけれども、準国産エネルギーとして原子力発電のより一層の供給安定性を確保するためには、国内において核燃料サイクルを早期に確立することがぜひとも必要であると考えております。

また、プルトニウムの経済性評価に係る御質問でございますが、プルトニウムの取引市場が存在しないために指標となる価格はございません。また英仏から持ち帰りますプルトニウムのコストも、輸送コスト等が現段階では未確定でございますので単純な比較もならず、具体的な単価は確定できません。しかしながら、一般的には、プルトニウムを利用することによりましてウラン資源の節約が図られ、また資源の海外依存度の低下につながる一方、ウラン価格、その他のエネルギー価格の上昇抑制効果もあることから、プルトニウム

昭和六十三年五月十三日 参議院会議録第十七号

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める
(趣旨説明)

四一〇

利用は資源エネルギーの安定供給を確保する上で重要な意義を有するものと評価されます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 伏見康治君。

〔伏見康治君登壇、拍手〕

○伏見康治君 私、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま趣旨説明がございました日米原子力協定並びに関連事項について、総理大臣並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

従来の日米原子力協定によりまして、米国から供給を受けた濃縮ウランを核燃料として使用した際発生してまいりますプルトニウム、これを処理することになるわけですが、一々米国の許可を取りつける必要があったのでございますが、それを今回の改定によりまして一括して許可を受けられるということになったと了解しております。このような協定の改定交渉に六十年も時間がかかりまして、大変遅くなったように思うのでございますが、どういふ問題点でこんなに遅延したのかということを外務大臣に伺いたいと思います。

そうして、ようやく成立した協定に對しまして、米国議会の内部でさまざまな難色がございますが、なかなか承認されなかったのでございますが、これはどういふ事情によるのか、これも外務大臣に伺いたいと思います。

この協定に盛りられております具体的な計画は、イメージとしてあるわけですが、それは使用済みの米國を起源とする核燃料、これを再処理いたしまして、主としてイギリスとフランスとが想定されていると思いますが、それをプルトニウム燃料といたしまして、それを空輸して日本に運ぶという話だと思っております。そのようなプルトニウムは、単純な計算によりましてという相当の分量となるものと思われまゝ。どういふ数量を予想しておられるか、それからそれを一体何に使うつもりであるかということ、科学技術庁長官並びに通産大臣にお伺いしたいと思ひます。

この協定によりましてプルトニウム燃料を獲得いたしますと、多くの考え方は、現在の軽水炉でウランの核燃料を使いまして、そこに出てくるプルトニウムを外国に処理を頼んでプルトニウム燃料にいたしまして、プルトニウム燃料を近い将来にできることを期待しておられる増殖炉の中で使ひまして、そして全体として原子力燃料の体系をつくり上げるといふのが原子力関係者の少なくとも初期の考え方であらうと思ひます。このような路線といふものが三十年も追求されているわけですが、それが果たしていい方法、道であるのかどうかということについては、最近になりましてさまざまな角度から疑問が出されてきております。

特に、増殖炉技術といふものはなかなか難しい技術でございまして、これといふものがなかなか出てまいりません。増殖炉技術の先進国として伝えられておりますフランスにおいても、スーパーフェニックスと呼ばれる増殖炉が事故のために運転を停止してしまつてゐるということが、増殖炉の将来に對して大変暗い影を落としております。

この際、プルトニウムを回収してそれを増殖炉で使うといふ、そういう路線の経済性、信頼性及び保障措置、つまり核兵器への転用を防ぐといふ、その三つの面から再検討すべきものだと思うのでございまして、科学技術庁長官並びに通産大臣はどういふふうにご問題を考へておられるか、伺いたいと思ひます。

それで、プルトニウムを増殖炉で使うことをやめてしまつて軽水炉で使うという案が幾つかございまして、例えばプルトニウムの酸化物とウランの酸化物を混合いたしまして軽水炉の中で使用するというMOXの路線といふものがございまして、増殖炉がだめな場合にそういう方向でプルトニウムを使用するといふ見通しが一応あると思ひるのでございまして、これについて両大臣の見通しと意見を承りたいと思ひます。

軽水炉の方でMOXを使用する、そういう計画

を一応想定してみますと、この方法で消費されるプルトニウムの分量といふものと、それから英仏から空輸されて戻つてまいりますプルトニウムの量といふものを比較してみますといふと、英仏から持つてまいりますプルトニウムの量の方が消費する予定のプルトニウムよりもはるかに大量であるといふことがわかります。このように大変余分のプルトニウムを日本が保有するといふことは、まず第一に大変に不経済でございまして、

というのは、近ごろ世界的に、要するに原子力需要が減つておりますためにウランの値段は非常に安くなつておりますので、ウラン燃料を使う方がそういう難しい手続を経てつくれたプルトニウムより大変安いわけでございます。プルトニウムを使うこと自身がウランを使うことよりも不経済になつてゐるわけですが、単に不経済というばかりでなくして、特に私が問題としたのは、諸外国から日本が非常にたくさん使ひ道のないプルトニウムを保有してゐるということが、日本がやがて核武装する準備をしてゐるのではないかと見られるおそれがあることが一番心配でございまして、

が、両大臣はこういう国際的な疑念に對してどうお答えになるつもりであるのか、特に明快な答弁をお願いしたいと思ひます。

また、プルトニウムの日本への運搬については、先ごろまで海上輸送で行われてきたと伺つておりますが、その海上輸送の際には、セーフガードを確保するために、関係国を含めて護衛艦がその周辺を護衛して回つておつたといふふうにしてゐると思ひます。その程度の安全保障措置といふものが必要であると思ひますが、次に予定されております空輸の場合には、そういう安全保障的な措置、護衛法といったようなものがどういふふうにか考へられてゐるのか、それから、それに使われ

るいろいろな費用といったようなものは一体だれが払ふことになつてゐるのかといったようなことを伺つておきたいと思ひます。科学技術庁長官からお答えをいただきたいと思ひます。

また、プルトニウムは、それ自身の持つております放射能が怖いというよりも、先ほど来申されておりますように、その化学的な性質によつて人体に非常に有毒な物質であります。万一、航空機が墜落した場合に、プルトニウムを内蔵してゐるキャスクが部分的でも破壊されて飛散した場合の処置について、あらかじめ手当てをしておくべきだと思ひますが、これについてはどういふお考えをお持ちであるかということをお伺いしたいと思ひます。

次に、今問題の協定とは直接の関係はないのでございまして、この際に我が國の原子力政策について二、三の点をお伺いしておきたいと思ひます。

チェルノブイリの原子炉事故によりまして大量の放射性物質がまき散らされました。その深刻さがだんだん知られるに従つて、世界各國で原発反対の機運が一段と高まつてきておるわけでありま

す。その結果、ヨーロッパ諸國で原発を廃止するような動きが盛んに出てきております。日本政府としてはどういふ動きをどう考へてゐるのか、特に総理の御意見を伺いたいと思ひます。

我が國におきまして、原発運動といふものが質的に変化してまいりました。伊方発電所における出力調整試験に対する反対運動は、従来見られなかった様相を呈してゐると思われまゝ。政府としてはどういふ國民の感情の変化をどうとらえてゐるのか、またそれにどう対処しようとしてゐるのかを伺いたいと思ひます。

エネルギー需要供給関係が緩和されてまいりますとともに、原子力の必要性を説得するのはだんだん難しくなつてきております。現状において國民に原子力の必要性、妥当性を納得させる方途を政府は真剣に考へるべきだと思ひますが、どういふお考えでおられるのか、特に総理のお考えを伺つておきたいと思ひます。

チェルノブイリ、TMI、その他の原子炉の重大事故を單によその國の事故としないで、他山の石

としてそこから貴重な教訓を酌み取らなければならぬものと思っております。科学技術庁長官及び通産大臣に、こういう大事故から何を酌み取ったかをお伺いしたいと思っております。

チェルノブイリの事故などは、それを運転する技術者の誤操作によるものと言われておりますが、我が国の場合には、我が国の原子炉の運転者が非常によく訓練されているゆえにそういう事故が避けられているのだという論理が通用しておりますが、近い将来には、恐らく日本人もいわゆる新人類にかわってまいりまして、現在の日本人のように慎重な人間ばかりではなくなっていくという感じがいたします。

○議長(藤田正明君) 伏見君、時間が超過いたしております。簡単にお願いたします。

○伏見康治君(続) はい。

だれが運転してもそういう事故が重大な事故に至らないという、いわゆる固有安全炉の研究開発をもっと進めるべきものと思っておりますが、科学技術庁長官、通産大臣、どうお考えであるか、伺いたいと思っております。

以上。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) まず、私にお尋ねがありましたのは、チェルノブイリの事故以来の世界における原発反対というような空気に対する基本的な認識、こういうことで整理させていただきますと、各国において原子力反対の動きがございますことは承知いたしております。米国、フランス、英国、西ドイツ等のいわば経済規模の大きな国におきましては、今後とも原子力開発利用を推進するという方針には今日変更がないというふうに承知しております。

資源に乏しい我が国におきましては、エネルギーの安定供給を確保するために、安全の確保を大前提として、引き続き着実に原子力開発利用を推進していく、こういう基本的考え方でありま

そうしてまた、原発不要論等々についてのお話もございました。

今申し述べましたように、資源に乏しい我が国におきまして、エネルギーの安定的供給を確保するため、安全の確保を大前提として、しかも平和の目的に限り、引き続き着実に原子力開発利用を推進することが必要であるというふうに考えております。その際、御指摘にもございましたように、国民の理解と協力を得ていくことが何よりも大切であり、そのための努力を引き続き重ねてまいります。

また、関連して、放射能監視の強化ということにつきまして、従来もやってまいっておりますが、チェルノブイリ事故を契機として、特定の都道府県で行ってきております放射能監視を全県実施体制に拡充しつつあるわけでございますので、今後とも強化に努めてまいらる考えであります。

〔国務大臣宇野宗佑君登壇、拍手〕

○国務大臣(宇野宗佑君) お答えいたします。

この日米原子力協定改正交渉が六年もかかっていかなかったことかということでございますが、米

国議会の経緯も踏まえましてお答えいたしたいと思います。

まず第一に、非常に科学的、専門的かつ複雑な内容であったということもその一つの原因に挙げられると思っておりますが、やはり我が国といたしましては、どういたしましたが、原子力の平和利用のためには核燃料サイクルの確立、これが最大の目的でございます。そのためには、一件ずつ同意を得るというよりも、やはり包括同意、これを得たものである、こうした主張を続けてまいりました。このことは認められたわけでございます。なおかつ、核不拡散という観点から、この協定の中に一定の規制を設けることも必要である、こうしたことも我々としては主張いたしまして、このことが最終的にはいずれも協定において満たされることになりました。

したがって、そうした事務的なレベルをまた別にいたしまして、本件に関しましては、米国の議会におきまして包括的同意の是非についていろいろ批判があったことも事実でございますし、また同時に、先ほど議論のありました航空輸送に

関しましては議論になったことは事実でございます。しかしながら、アメリカ政府の御努力あるいはまたいろいろの方針、そうしたことの説明等によりまして、最終的には四月二十五日にこの案件は米国会におきましても承認された。

以上が経緯でございます。(拍手)

〔国務大臣伊藤宗一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(伊藤宗一郎君) お答えいたします。

まず、空輸プルトニウムの数量及び使用道でございますが、海外から返還されますプルトニウムは、核分裂性プルトニウムの量で約二十五トンと見込まれますが、これは我が国の貴重なエネルギー資源であり、高速増殖炉、新型転換炉及び軽水炉の燃料として活用してまいらる所存であります。

高速増殖炉によるプルトニウム利用に関する御質問でございますが、昨年六月、科学技術庁の原子力委員会は原子力開発利用長期計画を策定いたしました。その計画において明らかにされておりますとおり、我が国においては、長期的にはウラン資源を有効に利用し原子力発電の供給安定性を高める観点から、経済性、信頼性及び保障措置の観点を含め、軽水炉によるウラン利用にまさる高速増殖炉によるプルトニウム利用体系の確立を目指すということにしております。

次に、プルスール計画に関する御質問がございました。

使用済み燃料を再処理して得られるプルトニウムを利用していくことは、我が国の原子力政策にとって重要な課題であります。我が国としては、先ほども申し述べましたとおり、プルトニウムは、今後、高速増殖炉、新型転換炉及び軽水炉の燃料としてその全量を利用していくこととしてお

ります。したがって、使い道のないプルトニウムが我が国において大量に貯蔵されるというようなことにはならないものと考えております。

次に、プルトニウム航空輸送時の護衛でございますが、プルトニウムの航空輸送を行う場合には、武装護衛者の同行、飛行場における航空機の隔離等の核物質防護のための措置を講ずることになります。これらの措置に必要な経費は、基本的には輸送の実施主体が負担することになると考えておりますが、その詳細は関係者の今後の調整により決められるものと考えております。

プルトニウムの航空輸送容器の安全性についてでございますが、万が一の航空機事故が発生した際でも、安全を確保し得るような輸送容器の開発の見通しが得られたところでございます。

いずれにいたしましても、我が国及び関係国の法令に従い、安全の確保に万全を期してまいらる所存であります。

原発反対運動についての認識と対応でございますが、御指摘のとおり、最近の原子力に対する反対運動は、従来とは異なったものであります。このため、従来にも増して原子力について正しい理解が得られるよう、関係者一丸となって全力を尽くしてまいりたい所存でございます。

次に、チェルノブイリ事故の評価とその教訓に関する御質問でございますが、この事故につきましては、科学技術庁の原子力安全委員会において十分調査審議し、我が国の現行の安全規制や防災対策の基本について早急に改める必要のあるものは見出されません。そういうものは見出されませんが、改めて念には念を入れるということで心に銘すべき事項として七項目が指摘されております。今後とも、これらの七項目の指摘を踏まえ、さらに安全性の一層の向上に努めてまいらる所存でございます。

最後に、固有安全炉の研究開発について御質問がございました。

昭和六十三年五月十三日 参議院會議録第十七号

原子炉の安全確保につきましては、最新の科学技術的知見を反映させるための不断の努力が重要であるとの認識のもとに、現在、科学技術庁の日本原子力研究所において軽水炉型を対象に固有安全炉の調査検討を進めているほか、固有の安全性が高い高温ガス炉の実施設計等に着手したところでございます。今後とも、安全性の一層の向上に資するための研究開発を鋭意推進してまいる所存でございます。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣田村元君登壇、拍手〕

○国務大臣(田村元君) まず、英仏から持ち帰りますプルトニウムの数量でございますが、西暦二〇〇〇年までに約二十五トンと見込まれております。

次に、我が国におけるプルトニウムの利用につきましては、将来的に高速増殖炉によりまして発電しながら消費した以上の核燃料を生成するという利用体系を構築していくことを目指しておりますが、当面、高速増殖炉に加えまして新型転換炉や軽水炉において利用することとしております。

次に、炉型戦略の基本政策について述べます。我が国はエネルギー資源が乏しく、エネルギーの安定確保が重要な課題であることは申すまでもありません。その中で、原子力は石油代替エネルギーの中核として位置づけられております。原子力によるエネルギーをより安定的に確保するため、準国産エネルギー資源とも言えるプルトニウムを再び原子炉の燃料として利用することは、ウラン資源の有効利用、エネルギーセキュリティ確保のために我が国にとって極めて重要な課題でございます。

特に、高速増殖炉は、発電しながら消費した以上の核燃料を生成する画期的な原子炉であることから、我が国の資源問題を基本的に解決するものと期待されておりまして、軽水炉から高速増殖炉への基本路線は必須でございます。したがいまし

て、高速増殖炉は我が国にとって将来の原子力発電の主流にすべきものとしてその開発を進めることを基本とし、安全性の確保を前提としてできるだけ早期の実用化を目指しているところでございます。

第三に、プルトニウムの軽水炉での利用につきましては、プルトニウムは高速増殖炉で利用することによりまして最も効率よく利用できますが、高速増殖炉実用化までの間は、エネルギー資源有効利用等の観点から、軽水炉でのプルトニウム利用について安全性の確保を大前提に段階的に進めているところでございます。

なお、軽水炉でのプルトニウム利用につきましては、諸外国でも実績があり、技術的には特段の問題はございません。

第四に、プルトニウムの中長期的需給関係につきましては、一九八七年から二〇〇〇年までの間のプルトニウム回収量約四十二トンに対し、この間のプルトニウム需要は約四十トンと見込まれておりまして、大量のプルトニウムが消費されずに貯蔵されるような事態には至らないと考えられます。

次に、我が国の原子力開発利用につきましては、原子力基本法に基づきまして、平和の目的に限ってこれを進めてきたところでございまして、今後とも安全の確保を大前提としながら、平和の目的に限り、引き続き着実に原子力開発利用を推進することが必要と考えております。

第五に、原発反対運動についてでございますが、従来から原子力発電は国民の理解と協力を得ることが大前提であるとの認識のもとに着実に開発を進めてまいりましたが、原子力発電の必要性和安全性につきましては必ずしも国民の十分な理解を得られていない面があることは残念ながら事実でございます。

今後、原子力発電の安全性を確保することはもちろんでございますが、原子力発電の必要性和安

全性について、事実をわかりやすい形で国民に伝える施策を充実するなど、通産省内に設置いたしました原子力広報推進本部を中心に国民の理解が得られますよう一層努力してまいる所存でございます。

また、チェルノブイリ事故の評価と教訓に関する御質問につきましては、ソ連チェルノブイリ原子炉は、我が国の原子炉とは異なりまして、不安定な特性を有しておるなど、設計上に大きな問題を抱えております。その上に、運転上も重大な規則違反を犯して特殊な実験を強行したため生じたものでありまして、我が国においては起こり得ない事故であると承知しております。

しかし、安全性の一層の向上のための努力を今後とも充実、継続していくことが重要でございます。通商産業省といたしましては、このような認識を踏まえまして、安全規制の高度化、事業者による保安の充実、人為ミス防止のための技術開発の推進など、安全確保のための施策をより一層強力に推進してまいる所存でございます。

最後に、原子炉の運転に際しての安全性の確保につきましては、プラントの設計上、異常の発生を防止するなど、運転員の資質のみに頼ることのないように従来より十分な対策を講じておりまして、さらに運転員の誤判断防止のための支援システムの開発導入を進めているところでございます。

また一方で、自然力、例えば重力等によりまして作動する安全装置の利用を図った固有安全炉についても、原子力発電の高度化を推進する観点から所要の調査研究を進めているところでございます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(藤田正明君) 日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるとの件(衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長森山眞弓君。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるとの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十二日

参議院議長 藤田 正明殿 外務委員長 森山 眞弓

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もつて在日米軍の効果的な活動を確保するため、昭和六十三年三月二日に署名されたものであり、日米安保条約に基づく地位協定第二十四条についての現行特別協定が、在日米軍従業員に支給される調整手当等に要する経費の我が国による負担について当該経費の二分の一を限度とすることと定めているところを、当該経費の全部又は一部を負担することに改めること、現行特別協定の効力の存続期間中、この議定書が効力を有することを規定しており、妥当な措置と認めた。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件(衆議院送付) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるとの件

一、費用
この議定書を実施するために要する経費は、昭和六十三年度一般会計予算には計上されていないが、今後、所要の予算措置を講じ得ることとなる。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めん

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和六十三年四月二十六日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めん

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めん。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書
日本国及びアメリカ合衆国は、

千九百八十七年一月三十日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下「特別協定」という。)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条
特別協定第一条中「一部を、当該経費の二分の一に相当する金額を限度として」を「全部又は一部を」に改める。

第二条
この議定書は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、特別協定の効力の存続期間中効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十八年三月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
宇野宗佑

アメリカ合衆国のために
L・デセイ・アンダーソン

〔森山眞弓君登壇、拍手〕
○森山眞弓君 たいだいま議題となりました日米安保条約に基づく地位協定第二十四條についての特別協定の改正議定書につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。在日米軍経費は、日米両国を取り巻く最近の経

済情勢の一層の変化により、著しく圧迫されております。この議定書は、こうした事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、在日米軍の効果的な活動を確保するため、現行の特別協定を改正しようとするものであります。

すなわち、現行の特別協定においては、在日米軍従業員に支給される調整手当等に要する経費は、我が国がその二分の一を限度として負担することとなっておりますが、これを全部または一部の負担に改めるものであります。また、この議定書は、現行の特別協定が効力を有する一九九二年三月三十一日まで効力を有することとされております。

委員会におきましては、竹下内閣総理大臣、宇野外務大臣及び防衛庁長官の出席を求め、現行の特別協定締結後一年足らずで改正を行う理由、地位協定における在日米軍経費の負担原則、労務費負担の今後の見通し等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の松前理事より反対、自由民主党の宮澤理事より賛成、公明党・国民会議の黒柳委員より反対、民社党・国民連合の小西理事より賛成、日本共産党の立木委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 本件に対し、討論の通告がございまして、発言を許します。松前達郎君。

〔松前達郎君登壇、拍手〕
○松前達郎君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、たいだいま議題となりました日米地位協定第二十四條についての特別協定の改正議定書に対し、反対の討論を行うものであります。

政府は、我が国外交の基軸は日米安全保障体制を基盤とした日米関係であるとしております。その日米安保条約は、一九六〇年の改定を経て事実上日米同盟条約に変質し、さらに七八年のガイドラインによって名実ともに同盟体制を支えるものとなっているのであります。

私は、去る四月二十七日の国会において、本改正議定書の趣旨説明に対する質疑の際、我が国のアメリカに対する軍事的貢献が諸外国に比べて際立ったものであることを指摘いたしました。我が国が一層の防衛分限を引き受ける理由はなく、今回の改定が、昨年のペルシャ湾情勢の悪化に伴い、アメリカの防衛費負担の軽減を財政面から支援し、いわゆる安保ただ乗り論をかわずだけのものであるということは明白であります。

このような日本の対米姿勢は、世界から不信の目をもつて見られるだけではなく、日米関係を真に良好なものとする道ではありません。

私は、このような見地から、以下、本改正議定書に対し反対の理由を申し述べます。

反対の第一の理由は、本改正議定書は、日米安保条約に基づく地位協定の精神に反し、その趣旨から一層逸脱するものとなっていることである。

日米地位協定第二十四條第一項は、「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、日本側の負担とされる基地、施設の提供を除いて、この協定の存続期間中日本国に負担をかけるないで合衆国が負担することが合意される。」と規定されているのであります。それにもかかわらず、政府はいたずらにこの規定の解釈を拡張し、昨年、特別協定を締結し、アメリカの負担であるべき在日米軍基地従業員の諸手当を、その二分の一を限度として肩がわりしたのであります。今回行われようとしている特別協定の改正は、さらに日本側の負担を諸手当の全額にまで拡大するものであります。地位協定本来の趣旨をさらに大きく逸脱するものであり、政府みずから条

昭和六十三年五月十三日 参議院會議録第十七号

約の精神をないがしろにするも同然でありまして、これを認めることはできません。

第二は、今回、特別協定を改定することとした理由が不明確であるということでありまして、今回の改定は、ペルシャ湾における米軍の軍事行動を支援する措置の一環となされたことは明らかであるにもかかわらず、政府は、あくまで円高ドル安に基づくアメリカ側の負担を軽減するため自主的に決定したものであると言っているのではありません。

政府の提案理由は、昨年、特別協定の承認を求めた際の提案理由である「経済情勢の変化により」という文言に「一層の」という三文字をかぶせにすぎません。昨年六月、特別協定発効後、本年三月、本改正議定書が締結されるまでのわずか九カ月の間に、協定の改正を余儀なくされるほどの経済情勢の変化があったでありまして、円・ドル為替相場の変動は一三〇程度であります。地位協定締結以来二十八年の間で、これを超える円安局面で我が国は経費の軽減をアメリカに求めたでありましょうか。また今後、ドル高の場面では、経費分担が見直されるのでありましょうか。

いやしくも、二国間において将来の展望を踏まえて締結された協定を一年を経ずしてさしたる差し迫った理由もなしに改定することは、余りにも自主性を欠く無定見な態度であり、賛成することはできません。

第三は、いわゆる思いやり予算の増加に何らの歯どめがないということでありまして、我が国の思いやり予算は、昭和五十三年度から引き続き実施されておりますが、その経費は年々増加の一途をたどり、十一年間で二十倍、総額は六千九百億円に達しようとしております。そして、これらの経費は、何らの歯どめもないまま負担の範囲を拡大しつつさらにふえ続けることは、これまでの経過から見ても明らかであります。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を改正する法律案

去る四月二十五日、本院外交・総合安全保障に関する調査会に出席しましたマンスフィールド・アメリカ大使は、責任分担でまだ日本にはやるべきことが残っている旨述べていることから、アメリカの我が国に対する防衛負担強化の圧力がますます強くなることは容易に想像できるのであります。

政府は、財政再建に名をかりて社会保障や文教に関する予算を厳しく削減し、国民の負担を増大させてまいりました。そして、一方で、条約上の義務とはなっていない我が国の負担を思いやりという政府の裁量一つで増加させ続けるということ、国民が到底容認しがたいところでありまして、思いやり予算は、本来、廃止されるべきものであります。

第四は、防衛費分担に関する将来の見通しが何ら明らかにされていないことでありまして、本特別協定の有効期間は一九九二年三月三十一日までとなっております。すなわち、昨年の発効後五年間の暫定措置でありますので、有効期間満了後は我が国の負担は当然に廃止されるのであります。しかし、このような事態は政府自身予想していないと思ひます。したがって、今回の改定は日米地位協定そのものを将来改定するまでの時間稼ぎと言つても過言ではないと思うのであります。

将来の経済情勢あるいは日米関係の推移によつては、我が国の負担が諸手当にとどまらず、基本給、光熱費等の範囲にまで拡大する可能性があることは、委員会においても強く指摘されたところでありまして、政府はこれらについて言明を避け、また有効期間内における再改定の可能性についても必ずしも明確な答弁はなかったものであります。我々は、やがては地位協定の改定につながる危険な前ふれとも言ふべき本改正議定書を安易に認めることはできないのであります。

第五は、在日米軍従業員の雇用の確保が必ずしも明らかでないことでありまして、政府は、今回の改定は在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図ることが目的であると説明いたしております。しかし、このことは協定上保証されているものではありません。昨年六月、特別協定の発効後に、沖縄におけるアメリカ海兵隊クラブ従業員の大量解雇通告がなされた事実があるのであります。

政府は、協定有効期間中はアメリカ側に従業員の雇用の安定について配慮を要請すると答弁するにとどまり、ましてや四年後の対応については何の保証措置も約束していないのであります。本改正議定書の目的が従業員の雇用確保にある以上、政府は将来を見越した明確な見解を示すべきであります。この点が明らかにされていないことは甚だ遺憾であります。

以上、改正議定書に反対する主要な理由を述べましたが、最後に、政府に対し、対米外交に断固とした自主性を発揮することを強く要請いたします。私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(藤田正明君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○議長(藤田正明君) 日程第二 都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長村沢牧君。

審査報告書

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十二日

建設委員長 村沢 牧
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委员会の決定の理由

本法は、市街地における都市環境の改善、住宅、事務所等の供給の促進等の必要性が高まっている現状にかんがみ、市街地の計画的な再開発を推進するため、市街地再開発事業について施行区域要件の緩和及び権利変換手続の特則の拡充等を行うとともに、一体的かつ総合的な市街地の再開発を誘導するための再開発地区計画に関する都市計画を新設し、当該再開発地区計画の区域内における建築物等に対する制限の特例等を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月二十八日

参議院議長 藤田 正明殿
衆議院議長 原 健三郎

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律

(都市再開発法の一部改正)

第一条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の三 市街地再開発促進区域(第七条の八)」を「第一章の三 市街地再開発促進区域(第七条の八)」を「第一章の四 再開発地区計画(第七条の八の二、第七条の八の四)」に、「第三款 権利関係の確定等(第百十八条の十七、第百十八条の二十五)」を「第三款 権利

関係の確定等(第百十八条の十七、第百十八条の二十五)」の特則(第百十八条の二十五の二)の二十五」に、「第百三十九条」を「第百三十九

条の二」に改める。

第三条第二号ニ中「百平方メートル」を「百五十平方メートル」に改め、同号ホ中「都市計画施設の下に(以下「都市計画施設」という。)」を加え、同号中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下この号において同じ。)の敷地面積に対する割合が、当該区域に係る高度利用地区に関する都市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度の三分の一未満であるもの

第一章の三の次に次の一章を加える。

第一章の四 再開発地区計画

(再開発地区計画)

第七条の八の二 次に掲げる条件に該当する土地の区域で、その合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、一体的かつ

総合的な市街地の再開発を実施することが適切であると認められるものについては、都市計画に再開発地区計画を定めることができる。

一 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる区域であること。

二 土地の合理的かつ健全な高度利用を図る上で必要となる適正な配置及び規模の公共施設がない区域であること。

三 当該区域内の土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の更新に貢献すること。

四 都市計画法第八条第一号に規定する用途地域が定められている区域であること。

2 再開発地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 当該再開発地区計画の目標並びに土地利用に関する基本方針その他の当該区域の整備及び開発に関する方針

二 道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画施設及び次号の地区施設を除く。)の配置及び規模

三 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画施設を除く。次項及び第四項において「地区施設」という。)及び建築物その他の工作物の整備並びに土地の利用に関する計画(以下「再開発地区整備計画」という。)

3 再開発地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、再開発地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 地区施設の配置及び規模

二 建築物その他の工作物の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の

最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物その他の工作物の高さの最高限度又は最低限度その他建築物その他の工作物に関する事項で政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

4 再開発地区計画を都市計画に定めるに当たっては、次に掲げるところに従わなければならない。

一 第二項第二号に規定する施設及び地区施設の配置及び規模は、当該区域及びその周辺において定められている他の都市計画と併せて効果的な配置及び規模の公共施設を備えた良好な都市環境を形成するように、必要な位置に適切な規模で定めること。

二 建築物その他の工作物に関する事項は、市街地の空間の有効な利用、良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進等を考慮して、建築物その他の工作物が当該区域にふさわしい用途、容積、高さ、配列等を備えた適正かつ合理的な土地の利用形態となるように定めること。

三 再開発地区整備計画の区域は、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしいものとなるように定めること。

5 再開発地区計画を都市計画に定める際、当該再開発地区計画の区域の全部又は一部について、当面建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共施設の整備に関する事業が行われる見込みがないときその他再開発地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について再開発地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、

て、再開発地区計画の区域の一部について再開発地区整備計画を定めるときは、当該再開発地区計画については、再開発地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。(行為の届出等)

第七条の八の三 再開発地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他建設省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条の許可を要する行為その他政令で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち設計又は施行方法その他の建設省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が再開発地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

開発地区計画に定められた内容に従つてその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、その協定の目的となつてゐる土地の区域につき、当該再開発地区計画に関する都市計画に再開発地区整備計画を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請することができる。

第七条の八の四 再開発地区計画の区域（再開発地区整備計画が定められている区域を除く。）のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一団の土地の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、当該再

「施行者」に、「第百八条」を「第百八条第一項」に改め、同条第三項の表第百条の項の次に次のように加える。

第百八条第二項

施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等

第百八条の十の表第八十六条第一項の項中「第七十二条第二項」を「第七十二条第三項」に改める。

第十五条第一項及び第三項並びに第七十七条第二項前段の規定によらないで、管理処分計画を定めることができる。この場合において、第百八条の二十二の規定は適用しない。

第四款 管理処分手続の特則

第百八条の二十五の二 施行者は、施設建築物の建築並びに施設建築敷地及び施設建築物に関する権利の取得につき、譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者（第百八条の十八又は次項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。）のすべての同意を得たときは、第百八条の八並びに第百八条の十において準用する第七

2 前項の規定により管理処分計画を定めた場合においては、第百八条の十八の規定にかかわらず、当該第二種市街地再開発事業に係る施設建築敷地又は施設建築物に関する権利は、第百八条の十七の公告の日の翌日において、管理処分計画の定めるところにより、これを取得すべき者が取得する。

第百八条の七第一項第十号	その他	建築施設の部分	施設建築敷地又は施設建築物に関する権利
第百八条の二十二第二項	第百八条の十八	建築施設の部分	施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利
第百八条の二十三第一項	第百八条の二十五の二第二項	施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利	

第七章中第百三十九条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第百三十九条の二 この法律の規定に基づき政令又は建設省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は建設省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

目次中「第六十八条の五」を「第六十八条の六」に改める。

第二条中第二十八号を第三十号とし、第二十七号を第二十九号とし、第二十六号を第二十八号とし、同条第二十五号中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第二十四号中「第十二条の四第一項第二号」を「第十二条の四第一項第三号」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四 再開発地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる再開発地区計画をいう。

二十五 再開発地区整備計画 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画をいう。

第四十二条第一項第二号中「（昭和四十四年法律第三十八号）」を削る。

第六十八條の二第二項中「(地区計画)の下に「再開発地区計画を、」地区整備計画の下に「再開発地区整備計画」を加え、以下この節において同じ」を削り、同条第二項中「地区計画」の下に「再開発地区計画」を加える。

第六十八條の五を第六十八條の六とし、第六十八條の四を第六十八條の五とし、第六十八條の三中「区域」の下に「地区計画又は集落地区計画の区域にあつては、地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。次条第一項において同じ。」を加え、同条を第六十八條の四とし、第六十八條の二の次に次の一条を加える。

(再開発地区計画の区域内の制限の緩和等)

第六十八條の三 再開発地区計画の区域(再開発地区整備計画が定められている区域のうち建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められている区域に限る。)内においては、当該再開発地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十二條の規定は、適用しない。

2 再開発地区計画の区域(再開発地区整備計画が定められている区域に限る。第四項において同じ。)内においては、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第五十六條の規定は、適用しない。

3 第四十四條第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

4 再開発地区計画の区域内の建築物に対する

第四十八條第二項から第八項まで(第八十七條第二項又は第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四十八條第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書及び第八項ただし書中「又は公益上やむを得ない」とあるのは「公益上やむを得ない」と認め、又は再開発地区計画に関する基本方針に適合し、かつ、当該再開発地区計画の区域における業務の利便の増進上やむを得ない」と、同条第七項ただし書中「工業の利便上又は公益上必要」とあるのは「工業の利便上若しくは公益上必要」と認め、又は再開発地区計画に関する基本方針に適合し、かつ、当該再開発地区計画の区域における業務の利便の増進上やむを得ない」とする。

第八十六條第一項中「又は第六十四條」を、第六十四條又は第六十八條の三第一項に改める。

第八十八條第二項中「まで、第六十八條の二第一項」の下に、「第六十八條の三第四項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市計画法の一部改正)

2 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十二條の四第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 都市再開発法第七條の八の二第一項の規定による再開発地区計画

第十二條の四第七項中「沿道整備計画」を「再開発地区計画、沿道整備計画」に改める。

第十三條第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 再開発地区計画は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とが図られることを旨として、一体的かつ総合的な市街地の再開発が実施されることとなるように定めること。

第十三條第三項中「除く。」の下に、「再開発地区計画」を加える。

第十四條第二項中「及び地区整備計画の区域」の下に、「再開発地区計画の区域(再開発地区計画の区域の一部について再開発地区整備計画(都市再開発法第七條の八の二第二項第三号の規定による再開発地区整備計画をいう。以下この項において同じ。)が定められているときは、再開発地区計画の区域及び再開発地区整備計画の区域)」を加える。

第二十一條第一項中「第十三條第一項第十号」を「第十三條第一項第十一号」に改める。

(浄化槽法の一部改正)

3 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「第二条第二十八号本文」を「第二条第三十号本文」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

4 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項第一号中「次号及び第三号」を「以下この項」に改め、同項第二号中「次号及び第四号」を「以下この項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 東京都の特別区の存する区域、大阪市の区域その他これらに類する区域として政令で定める区域以外の区域(高度利用地区の区域を除く。)内で、かつ、都市計画に定められた都市計画法第十二條の四第一項第二号に掲げる再開発地区計画の区域(その区域の面積が政令で定める面積以上のものであつて、かつ、都市再開発法第七條の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画(政令で定める事項を定めたものに限る。)が定められている当該再開発地区整備計画の区域に限る。)内に建築される建築物で政令で定めるもの

第四十七條第三項第一号中「次号及び第三号」を「以下この項」に改め、同項第二号中「次号及び第四号」を「以下この項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 東京都の特別区の存する区域、大阪市の区域その他これらに類する区域として政令で定める区域以外の区域(高度利用地区の区域を除く。)内で、かつ、都市計画に定められた都市計画法第十二條の四第一項第二号に掲げる再開発地区計画の区域(その区域の面積が政令で定める面積以上のものであつて、かつ、都市再開発法第七條の

八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画（政令で定める事項を定めたものに限り、）が定められている当該再開発地区整備計画の区域に限る。）内に建築される建築物で政令で定めるもの

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

5 前項の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「新租税特別措置法」という。）第十四条第三項及び第四十七條第三項の規定は、個人又は法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）がこの法律の施行の日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条第三項第二号の二又は第四十七條第三項第二号の二に掲げる建築物について適用し、個人又は法人が同日前に取得又は新築をした当該建築物については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

6 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項中第二十号の二を第二十号の三とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 都の特別区の存する区域、大阪市の区域その他これらに準ずる区域として政令で定める区域以外の区域内で、かつ、都市計画法第十二條の四第一項第二号に規定する再開発地区計画の区域（その区域の面積が政令で定める面積以上のものであつて、かつ、都市再開発法第七條の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画（政

令で定める事項を定めたものに限り、）が定められている当該再開発地区整備計画の区域に限る。）内における当該再開発地区計画に関する都市計画において定める事項に適合している建築物で政令で定めるものの敷地の用に供する土地で政令で定めるもの第七百一條の四十一第五項を次のように改める。

5 次に掲げる建築物で事業所等の用に供するものの新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積（第七百一條の三十四（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。）から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

一 都市計画法第八條第一項第三号に規定する高度利用地区で政令で定めるものの区域内における当該高度利用地区に関する都市計画において定める同条第二項第二号ホに規定する事項に適合している建築物

二 都の特別区の存する区域、大阪市の区域その他これらに準ずる区域として政令で定める区域以外の区域内で、かつ、都市計画法第十二條の四第一項第二号に規定する再開発地区計画の区域（その区域の面積が政令で定める面積以上のものであつて、かつ、都市再開発法第七條の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画（政令で定める事項を定めたものに限り、）が定められている当該再開発地区整備計画の区域

に限る。）内における当該再開発地区計画に関する都市計画において定める事項に適合している建築物で政令で定めるもの

〔村沢牧君登壇、拍手〕

○村沢牧君 ただいま議題となりました都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、市街地における都市環境の改善、住宅、事務所等の供給促進の必要性が高まっている現状にかんがみ、市街地の計画的な再開発を推進するため、市街地再開発事業について施行区域要件の緩和、権利変換手続の特則の拡充等を行うとともに、一体的かつ総合的な市街地の再開発を誘導するための地区計画に関する都市計画を創設し、区域内の建築物等に対する制限の特例措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して小川理事より反対、自由民主党を代表して福田理事より賛成、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長（藤田正明君） 日程第三 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。商工委員長大木浩君。

審査報告書

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十二日

参議院議長 藤田 正明殿 商工委員長 大木 浩

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、國際的に協力して成層圏オゾン層を保護し、人の健康及び生活環境の保全を図る必要があることにかんがみ、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を的確かつ円滑に実施するため、特定のフロン及び特定のハロンに係る製造の規制、排出の抑制、使用の合理化に関する措置等を定めようとするものであつて、妥當な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に關連する経費として、昭和六十三年
度一般會計予算にフロン等の國際的規制問題
關連対策費二千五百万円、昭和六十三年度ア
ルコール専売事業特別會計予算にアルコールの
高付加価値的利用に關する調査研究費三千万円
がそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、我が国の先進工業
国としての國際的義務にかんがみ、地球的規模の
環境問題の解決に向け積極的に貢献するよう努め
るとともに、以下の諸点について留意すべきであ
る。

- 一、オゾン層の状況等の観測、監視及びオゾン層
の保護に關する調査研究に当たっては、關係省
庁間の連絡、協力を緊密にするとともに、諸外
国と協調した監視体制の整備、調査研究の充実
強化に努めること。
- 二、特定物質の製造量が規制されることに伴う特
定物質の需給、価格動向については十分な監視
を行うとともに、不当な供給制限、価格の引き
上げに対しては適切な措置を講ずること。
- 三、特定物質の排出抑制及び使用合理化設備等の
設置に当たっては、資金力の乏しい中小企業者
等が多数存在していることにかんがみ、金融
上・税制上特段の考慮を払うこと。
- 四、代替物質の開発に必要な施策を積極的に推進
するとともに、その毒性試験、安全性等の確認
を十分に行うこと。

昭和六十三年五月十三日 参議院會議録第十七号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に關
する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月二十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に關
する法律案

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に
關する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 特定物質の製造等の規制

第一節 特定フロンの製造等の規制(第四
条—第十五条)

第二節 特定ハロンの製造等の規制(第十六
条—第二十一条)

第三章 特定物質の排出の抑制及び使用の合理
化(第二十二条—第二十三条)

第四章 雑則(第二十四条—第三十三条)

第五章 罰則(第三十四条—第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、國際的に協力してオゾン層
の保護を図るため、オゾン層の保護のための
ウィーン条約(以下「条約」という。)及びオゾン
層を破壊する物質に關するモントリオール議定
書(以下「議定書」という。)(の的確かつ円滑な実

施を確保するための特定物質の製造の規制並び
に排出の抑制及び使用の合理化に關する措置等
を講じ、もつて人の健康の保護及び生活環境の
保全に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定フロン」とは、議
定書附屬書AのグループIに屬する物質をい
う。

2 この法律において「特定ハロン」とは、議定書
附屬書AのグループIIに屬する物質をいう。

3 この法律において「特定物質」とは、特定フロ
ン及び特定ハロンをいう。

4 この法律において「生産量」とは、議定書第一
条5に規定する生産量の同条7に規定する算定
値をいう。

5 この法律において「消費量」とは、議定書第一
条6に規定する消費量の同条7に規定する算定
値をいう。

6 この法律における特定フロン又は特定ハロン
の数量は、議定書附屬書AのグループI又はグ
ループIIに屬する物質の種類別の量に、議定書
附屬書AのグループI又はグループIIに掲げる
当該物質のオゾン破壊係数を乗じて得られる数
量と、それぞれ合計した数量とする。

(基本的事項等の公表)

第三条 環境庁長官及び通商産業大臣は、条約及
び議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、次
に掲げる事項を定めて公表するものとする。こ
れを変更したときも、同様とする。

一 議定書第二条1本文、2本文、3本文及び
4本文の規定に基づき我が国が遵守しなければ
ならない特定フロン又は特定ハロンの生産

量及び消費量の基準限度

二 オゾン層の保護の意義に關する知識の普及
その他のオゾン層の保護に關する國民の理解
及び協力を求めるための施策の実施に關する
重要な事項

三 前号に掲げるもののほか、オゾン層の保護
に關する施策の実施に關する重要な事項

通商産業大臣は、特定フロン又は特定ハロン
について、次条第一項のフロン年度又は第十六
条第一項のハロン年度ごとに、その生産量及び
消費量その他通商産業省令で定める数量の実績
を公表するものとする。

第二章 特定物質の製造等の規制

第一節 特定フロンの製造等の規制

(製造数量の許可)

第四条 特定フロンを製造しようとする者は、フ
ロン年度(議定書第二条1、3及び4の規定に
即して通商産業省令で定める期間をいう。以下
同じ。)ごとに、当該フロン年度において製造し
ようとする数量について、通商産業大臣の許可
を受けなければならない。ただし、当該フロン
年度における製造について第十一条第一項の確
認を受けた者が特定フロンを製造するとき又は
政令で定める数量以下の特定フロンを製造する
ときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、通商産業
大臣が告示する期間内に、次の事項を記載した
申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
い。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 前項の許可を受けて製造しようとする数量

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に關する法律案

三 製造及び貯蔵の場所

四 製造設備の構造及び能力

五 その製造に係る特定フロンのうち当該フロン年度において通商産業省令で定める地域を仕向地として輸出されることが見込まれるものの数量(第八条第二項において「特定フロン輸出予定数量」という。)

六 その他通商産業省令で定める事項

3 第一項ただし書の政令で定める数量以下の特定フロンを製造しようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造数量を通商産業大臣に届け出なければならない。

(輸出用製造数量の指定)

第五条 通商産業大臣は、前条第一項の許可をする場合には、当該許可に係る数量(以下「特定フロン許可製造数量」という。)の全部又は一部を、当該許可に係る者(以下「特定フロン許可製造者」という。)(特定フロン確定輸出数量その製造に係る特定フロンであつて、通商産業省令で定めるところにより、当該フロン年度において同条第二項第五号の通商産業省令で定める地域を仕向地として輸出されたことについての又は輸出されることが確実である旨の通商産業大臣の確認を受けたものの数量をいう。以下同じ。)に応じて製造しなければならない数量として指定することができる。

(輸入の承認)

第六条 特定フロンを輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(許可等の基準)

第七条 通商産業大臣は、我が国の特定フロンの生産量及び消費量が議定書第二条に基づき我が国が遵守しなければならない特定フロンの生産量及び消費量の限度を超えるものとならないように、かつ、特定フロンの製造及び輸出入の状況及び動向その他の事情を勘案して、第四条第一項の許可、第五条の規定による指定又は前条の輸入の承認に関する処分を行うものとする。

(特定フロン許可製造数量の増加の許可等)

第八条 特定フロン許可製造者は、その許可に係るフロン年度内において、通商産業大臣が告示する期間内に、特定フロン許可製造数量の増加の許可又は第五条の規定により指定された数量(以下「特定フロン輸出用製造数量」という。)の減少の指定を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出してしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 増加しようとする特定フロン許可製造数量又は減少しようとする特定フロン輸出用製造数量

三 特定フロン輸出予定数量

四 その他通商産業省令で定める事項

3 第五条及び前条の規定は第一項の増加の許可について、同条の規定は同項の減少の指定について準用する。

(特定フロン許可製造者の変更の届出等)

第九条 特定フロン許可製造者は、第四条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更

があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 特定フロン許可製造者は、許可に係るフロン年度において製造しようとする特定フロンの数量(以下「特定フロン製造予定数量」という。)が特定フロン許可製造数量(前条第一項の増加の許可、第十五条第一項の規定による削減又は同条第二項の規定による減少の処分があつたときは、これらの処分による変更後のもの)を下回ることを確実となつたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該特定フロン製造予定数量を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、届出をした者の特定フロン許可製造数量は、届出に係る特定フロン製造予定数量に変更されるものとする。この場合において、通商産業大臣は、その者の特定フロン輸出用製造数量の減少の指定を行うことができる。

4 第七条の規定は、前項後段の減少の指定について準用する。

(許可の条件)

第十条 第四条第一項の許可又は第八条第一項の増加の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、議定書の確かつ円滑な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(破壊の確認)

第十一条 特定フロンを製造しようとする者は、フロン年度ごとに、特定フロンが総理府令、通商産業省令で定める基準に従い通商産業省令で定める期間内に破壊されたことを通商産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定フロンを製造することができる旨の通商産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 破壊を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 破壊された数量並びに破壊の場所及び年月日

四 製造しようとする特定フロンの製造及び貯蔵の場所

五 その他通商産業省令で定める事項

(特定フロン確認製造者の変更の届出)

第十二条 前条第一項の確認を受けた者(以下「特定フロン確認製造者」という。)は、同条第二項第一号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(製造数量の限度)

第十三条 特定フロン許可製造者は、特定フロンの製造について、当該許可に係るフロン年度において、その製造に係る数量がその製造の時に

おける次の各号の数量を合計した数量を超えることとならないようにしなければならない。

一 特定フロン許可製造数量(第八条第一項の増加の許可、第九条第二項の規定による届出、第十五条第一項の規定による削減又は同条第二項の規定による減少の処分があつたときは、これらの処分又は届出による変更後のもの)から特定フロン輸出用製造数量(第八条第一項若しくは第九条第三項の減少の指定又は第八条第三項若しくは第十五条第四項において準用する第五条の規定による指定があつたときは、当該指定による変更後のもの)を減じた数量

二 第十一条第一項の確認を受けた数量(第十五条第三項の規定による削減があつたときは、当該削減による変更後のもの。次項において同じ。)

三 特定フロン確定輸出数量

2 特定フロン確認製造者(特定フロン許可製造者であるものを除く。)は、当該確認に係るフロン年度において、第十一条第一項の確認を受けた数量を超えて特定フロンの製造を行つてはならない。

(承継)

第十四条 特定フロン許可製造者若しくは特定フロン確認製造者が特定フロンの製造の事業の全部を譲渡し、又は特定フロン許可製造者若しくは特定フロン確認製造者について相続若しくは合併があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは

は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、特定フロン許可製造者又は特定フロン確認製造者の地位を承継する。

2 前項の規定により特定フロン許可製造者又は特定フロン確認製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第十五条 通商産業大臣は、特定フロン許可製造者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は特定フロン許可製造数量を削減することができる。

一 不正の手段により第四条第一項の許可又は第八条第一項の増加の許可若しくは同項の減少の指定を受けたとき。

二 第十条第一項の条件に違反したとき。

三 第十三条第一項の規定に違反して特定フロンを製造したとき。

2 通商産業大臣は、特定フロン許可製造者が、特定フロン製造予定数量が特定フロン許可製造数量(第八条第一項の増加の許可、第九条第二項の規定による届出又は前項の規定による削減があつたときは、これらの処分又は届出による変更後のもの)を下回ることが事実となつた場合として通商産業省令で定める要件に該当する場合において、第七条に規定する事情を勘案して特に必要があると認めるときは、特定フロン許可製造数量を減少させることができる。

3 通商産業大臣は、特定フロン確認製造者が不正の手段により第十一条第一項の確認を受けた

ときは、確認を取り消し、又は同項の確認をした数量を削減することができる。

4 第五条の規定は、第一項の規定による削減又は第二項の規定による減少の処分を行う場合について準用する。

第二節 特定ハロンの製造等の規制(製造数量の許可)

第十六条 特定ハロンを製造しようとする者は、ハロン年度(議定書第二条2の規定に即して通商産業省令で定める期間をいう。以下同じ。)ごとに、当該ハロン年度において製造しようとする数量について、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、当該ハロン年度における製造について第十九条第一項の確認を受けた者が特定ハロンを製造するとき又は政令で定める数量以下の特定ハロンを製造するときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、通商産業大臣が告示する期間内に、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 前項の許可を受けて製造しようとする数量
- 三 製造及び貯蔵の場所
- 四 製造設備の構造及び能力
- 五 その製造に係る特定ハロンのうち当該ハロン年度において通商産業省令で定める地域を仕向地として輸出されることが見込まれるものの数量

六 その他通商産業省令で定める事項

3 第一項ただし書の政令で定める数量以下の特

定ハロンを製造しようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造数量を通商産業大臣に届け出なければならない。

(輸出用製造数量の指定)

第十七条 通商産業大臣は、前条第一項の許可をする場合には、当該許可に係る数量(以下「特定ハロン許可製造数量」という。)の全部又は一部を、当該許可に係る者(以下「特定ハロン許可製造者」という。)の特定ハロン確定輸出数量(その製造に係る特定ハロンであつて、通商産業省令で定めるところにより、当該ハロン年度において同条第二項第五号の通商産業省令で定める地域を仕向地として輸出されたことについての又は輸出されることが事実である旨の通商産業大臣の確認を受けたものの数量をいう。以下同じ。)に応じて製造しなければならない数量として指定することができる。

(輸入の承認)

第十八条 特定ハロンを輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(破壊の確認)

第十九条 特定ハロンを製造しようとする者は、ハロン年度ごとに、特定ハロンが総理府令、通商産業省令で定める基準に従い通商産業省令で定める期間内に破壊されたことを通商産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定ハロンを製造することができる旨の通商産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係

る書面を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 破壊を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 破壊された数量並びに破壊の場所及び年月日

四 製造しようとする特定ハロンの製造及び貯蔵の場所

五 その他通商産業省令で定める事項
(製造数量の限度)

第二十条 特定ハロン許可製造者は、特定ハロンの製造について、当該許可に係るハロン年度において、その製造に係る数量がその製造の時に於ける次の各号の数量を合計した数量を超えることとならないようにしなければならない。

一 特定ハロン許可製造数量(次条において準用する第八条第一項、第九条第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の規定による増加の許可、届出又は削減若しくは減少の処分があつたときは、これらの処分又は届出による変更後のもの)から第十七条の規定により指定された数量(次条において準用する第八条第一項若しくは第九条第三項の減少の指定又は次条において準用する第八条第三項若しくは第十五条第四項において準用する第五条の規定による指定があつたときは、当該指定による変更後のもの)を減じた数量

二 前条第一項の確認を受けた数量(次条において準用する第十五条第三項の規定による削減

減があつたときは、当該削減による変更後のもの。次項において同じ。)

三 特定ハロン確定輸出数量

2 前条第一項の確認を受けた者(特定ハロン許可製造者であるものを除く)は、当該確認に係るハロン年度において、同項の確認を受けた数量を超えて特定ハロンの製造を行つてはならない。

(準用)

第二十一条 第七条の規定は第十六条第一項の許可、第十七条の規定による指定及び第十八条の輸入の承認について、第八条及び第九条の規定は特定ハロン許可製造者について、第十条の規定は第十六条第一項の許可及びこの条において準用する第八条第一項の増加の許可について、第十二条の規定は第十九条第一項の確認を受けた者について、第十四条の規定は特定ハロン許可製造者及び第十九条第一項の確認を受けた者について、第十五条第一項の規定は特定ハロン許可製造者及び特定ハロン許可製造数量について、同条第二項の規定は特定ハロン許可製造数量について、同条第三項の規定は第十九条第一項の確認を受けた者及び同項の確認に係る数量について、第十五条第四項の規定はこの条において準用する第十五条第一項又は第二項の規定による削減又は減少の処分について準用する。

第三章 特定物質の排出の抑制及び使用の合理化

(特定物質使用事業者の努力)

第二十二条 特定物質を業として使用する者は、その使用に係る特定物質の排出の抑制及び使用

の合理化(特定物質に代替する物質の利用を含む。次条において同じ。)に努めなければならない。

(排出抑制・使用合理化指針の公表等)

第二十三条 環境庁長官及び通商産業大臣は、条約及び議定書の円滑な実施を確保するために必要があるとき、特定物質を業として使用する者が特定物質の排出の抑制又は使用の合理化を図るための指針(以下「排出抑制・使用合理化指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、特定物質を業として使用する者に対し、排出抑制・使用合理化指針に即して特定物質の排出の抑制又は使用の合理化を図ることについて指導及び助言を行うことができる。

3 環境庁長官は、前項の規定による排出の抑制についての指導及び助言の実施に関し、主務大臣に意見を述べることができる。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による使用の合理化についての指導及び助言の実施に関し、主務大臣に意見を述べることができる。

5 第二項における主務大臣は、同項の指導及び助言の対象となる者の事業を所管する大臣とする。

第四章 雑則

(国の援助)

第二十四条 国は、特定物質に代替する物質の開発及び利用並びに特定物質の排出の抑制又は使用の合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(観測及び監視)

第二十五条 気象庁長官は、オゾン層の状況及び大気中における特定物質の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。

2 環境庁長官は、前項の規定による観測の成果等を活用しつつ、特定物質によるオゾン層の破壊の状況及び大気中における特定物質の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表するものとする。

(研究の推進等)

第二十六条 国は、特定物質のオゾン層に及ぼす影響の研究その他オゾン層の保護に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(帳簿)

第二十七条 特定フロン許可製造者は、帳簿を備え、当該許可に係るフロン年度の特定フロンの製造数量及び輸出数量その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(報告の徴収)

第二十八条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定フロン許可製造者又は特定フロン確認製造者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定フロン許可製造者又は特定フロン確認製造者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、

又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定フロンを無償で収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第三十条 通商産業大臣は、第十五条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(準用)

第三十一条 第二十七条の規定は特定ハロン許可製造者について、第二十八条及び第二十九条の規定は特定ハロン許可製造者及び第十九条第一項の確認を受けた者について、前条の規定は第二十一条において準用する第十五条の規定による処分について準用する。

(異議申立ての手続における聴聞)

第三十二条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定（却下の決定を除く。）は、第三十条の例により公開による聴聞をした後になければならない。

(経過措置)

第三十三条 この法律の規定に基づき命令を制定

し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項又は第十三条の規定に違反して特定フロンを製造した者

二 第十六条第一項又は第二十条の規定に違反して特定ハロンを製造した者

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第三十一条において準用する第二十七条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一条において準用する第二十七条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第三十一条において準用する第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十九条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は

同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第三十一条において準用する第二十九条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第三十一条において準用する同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四条第三項、第九条第一項、第十二条又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条第三項又は第二十一条において準用する第九条第一項、第十二条若しくは第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三章及び附則第三条の規定 条約が日本国について効力を生ずる日

二 第三条、第二章第一節、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十四号（第二号を除く。）、第三十五条（第二号、第四号及び第六号を除く。）、第三十六条

並びに第三十七条（第二号を除く。）の規定 議定書が日本国について効力を生ずる日

三 第二章第二節、第三十一条、第三十四条第二号、第三十五条第二号、第四号及び第六号並びに第三十七条第二号の規定 議定書が日本国について効力を生ずる日から起算して二年六月を経過した日

2 前項の規定にかかわらず、議定書が日本国について効力を生ずる日が、議定書が効力を生ずる日後となる場合又は昭和六十八年一月一日後となる場合には、同項第二号及び第三号に掲げる規定は、政令で定める日から施行する。

(報告)

第二条 通商産業大臣は、第三条第一項第一号に規定する生産量及び消費量の算定を行うため、昭和六十一年に特定フロン又は特定ハロンの製造、輸出又は輸入を行つた者に対し、その数量の報告を求めることができる。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条に次の一項を加える。

33 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第 号）第二

条第一項に規定する特定フロンを業として使用する者が同法第三章の規定の施行の日から昭和六十五年三月三十一日までの間に新たに取得する特定フロンの排出の抑制及び使用の合理化に資する機械その他の設備で自治省

令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械その他の設備に対して新

昭和六十三年五月十三日 参議院會議録第十七号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案 昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

四二四

たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

(環境庁設置法の一部改正)

第四条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第

号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律

第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

〔大木浩君登壇、拍手〕

○大木浩君 ただいま議題となりました特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、フロン等の特定物質が人体に有害な紫外線を吸収するオゾン層を破壊していると考えられることから、オゾン層の保護を国際的に進めようとするオゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリ

ール議定書の規定を我が国において的確かつ円滑に実施するため、フロンの製造の規制等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、フロン等によるオゾン

層破壊のメカニズムと人体に対する影響、フロン等の消費量についての法的規制が行われなかった理由、二酸化炭素による気候の温暖化、酸性雨等の地球規模の環境破壊問題等についての質疑が行われるとともに、環境特別委員会との連合審査会を開催するなど慎重に審査を進めてまいりましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第四 昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長村上正邦君。

審査報告書

昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十二日

大蔵委員長 村上 正邦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和六十三年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度において、公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れ及び政府

管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例に関する措置を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案施行に伴い、昭和六十三年年度一般会計予算の歳入に、特例公債金として三兆五千五百十億円が計上されている。また、歳出において、国債整理基金特別会計への繰入額のうち定率繰入れ等の停止に係る金額は、二兆五千三十六億

円、厚生保険特別会計健康勘定への繰入額から控除する金額は六百五十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

一 我が国経済の安定的発展と国民生活の質的向上を期するため、引き続き徹底した歳入・歳出面における見直し、特に歳出における施策の優先順位の選択を一層厳正に行い、可及的速やかに特例公債依存体質からの脱却を実現するとともに、財源対策としては、中長期的観点からの対応を図り、財政の健全化をすすめること。

一 今後とも公債に対する国民の信頼の保持に万全を期するため、その償還に支障なきよう、所要の償還財源の確保に努めるとともに、日本電信電話株式会社の株式売却収入による資金の社会資本整備への活用に応じたつては、国債整理基金の円滑な運営に支障が生じないよう十分配慮すること。

一 直面する内外経済情勢に対応し、我が国の均衡と調和ある経済発展を図るため、引き続き財政・金融政策の運営に当たっては適切かつ機動的に対処すること。

一 為替相場の我が国経済に与える影響が極めて大きいことに配慮し、今後とも各国との政策協調等を通じて、安定した為替相場の実現に努めるとともに、円高メ리트が国民生活の向上に十分反映されるよう配慮すること。

右決議する。

昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月二十六日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和六十三年年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、同年度における一般会計からの国債整理基金に充てべき資金の繰入れ及び一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十三年年度的一般会計の歳出の財源に充てため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、昭和六十四年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、昭和六十三年年度所屬の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五條ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

5 政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五條ノ二の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減償に努めるものとする。

(一般会計からの国債整理基金に充てべき資金の繰入れの特例)

第三条 昭和六十三年年度において、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れらるべき金額のうち国債の元金の償還に充てらるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例)

第四条 政府は、昭和六十三年年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについては、同年度の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十條ノ三第一項及び第二項に規定する国庫補助に係るものについて、これらの額の合算額から六百五十億円を控除して、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況を勘案して、予算の定めるところにより、一般会計から当該勘定に六百五十億円に達するまでの金額を繰り入れる措置その他の適切な措置を講じなければならない。

附 則
この法律は、
公布の日
昭和六十三年四月一日から施行する。

〔村上正邦君登壇、拍手〕

○村上正邦君 ただいま議題となりました昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十三年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における特例公債の発行、国債償還率繰り入れの停止及び政府管掌保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額削減の特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、特例公債依存体質からの脱却及び財政再建の意義、特例公債の償還ルール期間短縮の必要性、これまでの財源確保策による後年度負担への対応の方途等について、総理、大蔵大臣並びに関係当局に対して質疑が行われましたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して志苦裕理事、公明党・国民会議を代表して多田省吾理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して大浜芳栄理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 日程第五 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長上野雄文君。

審査報告書

郵便法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十二日

通信委員長 上野 雄文
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委员会の決定の理由

本法は、郵便事業の現状等にかんがみ、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図るため、切手類等の給付を受けることができるカードを販売できることとする等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

郵便法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月二十八日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「外国郵便」を「国際郵便」に改める。

第十九条の二の見出しを「郵便葉書の無償交付等」に改め、同条第一項中「ときは」の下に「省令の定めるところにより」を、「除く」の下に「以下この項において同じ」を加え、「省令の定めるところにより」を削り、「ついた」を「付いた」に、「交付する」を「交付し、又は当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む)を免除する」に改め、同条第二項中「省令」の下に「郵便葉書及び郵便書簡の無償交付に係る部分に限る。」を加える。

第十九条の三の見出し中「小包郵便物」を「救助用の郵便物」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「又は日本赤十字社に於てた救助用物資」を「日本赤十字社その他省令で定める法人又は団体に於てた救助用の物」に、「小包郵便物の料金」を「郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む)」に改める。

第二十七条中「定形郵便物にあつては重量二十五グラムまでのもの五十円、重量二十五グラムを超え五十グラムまでのもの六十円とし、定形外郵便物にあつては重量五十グラムまでのもの百円、重量五十グラムを超え百グラムまでのもの百四十円とする」を「郵政大臣が審議会に諮問した上、省令で定める。この場合において、その額は、同一重量の定形郵便物又は定形外郵便物についてこれらの規定に定める額より低いものでなければならぬ」に改め、第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第二十七条の三の次に次の四号を加える。
第二十七条の四(第一種郵便物等の料金の決定の特例) 郵政大臣は、第二十一条第二項から第四

項まで及び第二十二條第二項の規定にかかわらず、郵政事業特別会計の一の会計年度の郵便事業の損益計算において、欠損が生じたとき又は欠損が生ずることが確定であると認められるときとして政令で定めるときで、かつ、当該会計年度において、政令で定める額を超える郵便事業に係る累積欠損金が生じたとき又は当該累積欠損金が生ずることが確定であると認められるときとして政令で定めるときに限り、第一種郵便物(市内特別郵便物を除く)及び第二種郵便物の全部又は一部について、当該会計年度又はその翌年度において、審議会に諮問した上、省令で、これらの規定に定める額を超える額の料金(次項において「特例引上げ料金」という)を定めることができる。

前項の規定は、特例引上げ料金の額を超える額の料金を定める場合について準用する。

第一項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の郵便事業の損益計算は、郵便事業(郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第三条第一項第一号に掲げる事業、これに係る同条第二項第一号に掲げる業務、同項第二号に掲げる業務(日本電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務に限る。))及び同項第四号に掲げる業務をいう。以下この項及び次項において同じ)に係る同法第四条第二十三号の事業別分計に基づいて政令で定めるところにより行い、第一項の郵便事業に係る累積欠損金は、昭和四十九年度以後の各年度におけるその郵便事業の損益計算による利益金又は欠損金の累計により計算するものとする。

郵政大臣は、前項の規定により計算した郵便事業の損益計算及び郵便事業に係る累積欠損金(当該会計年度において累積欠損金が生じない場合は、累積利益金)について、その計算後、速やかに、内閣を経て国会に報告するものとする。

第二十七条の五 郵政大臣は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定により第一種郵便物(市内特別郵便物を除く。次条及び第二十七条の七において同じ)及び第二種郵便物の全部又は一部について料金を定めるときは、定形郵便物及び郵便書簡、定形外郵便物又は第二種郵便物(以下この条において「定形郵便物等」という)の料金の改定率がそれぞれ物価等変動率を超えないように、これを定めなければならない。

前項に規定する改定率とは、その定められる新たな料金の実施の日の属する会計年度(以下この項及び次項において「実施年度」という)の前年度の末日において実施されている定形郵便物等の料金に対する実施年度の末日において実施される定形郵便物等の料金の割合をいう。

第一項の物価等変動率とは、実施年度の前年度の末日において実施されている定形郵便物等の料金が実施された日の属する会計年度以後の経過年数並びに政令で定める卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

第一項の場合において、郵便書簡の料金の額は、重量二十五グラムまでの定形郵便物の料金の額より低いものとなるようにしなければならない。

第二十七条の六 郵政大臣は、第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項の規定にかかわらず、第一種郵便物及び第二種郵便物の全部又は一部について、郵便の事業から生ずる収入を減少させないことが確実と見込まれる範囲内において、審議会に諮問した上、省令で、これらの規定に定める額を下回る額の料金（次項において「特例引下げ料金」という。）を定めることができる。

前項の規定は、特例引下げ料金の額を下回る額の料金を定める場合について準用する。

前条第四項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合について準用する。

郵政大臣は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）の省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第二十七条の七 第二十七条の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第一種郵便物及び第二種郵便物の料金が定められている間は、第二十三條第四項中「第一種郵便物の第二十一条第二項及び第三項に規定する料金の額」とあるのは「第二十七條の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）第二十六條から第二十七條の二まで及び第二十七條の六において同じ。」又は第二十七條の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）第二十六條から第二十七條の四までにおいて同じ。）の規定により定められた第一種郵便物（郵便書簡を除く。）の料金の額」と、第二十六條第二項中「第一種郵便物の第二十一

条第二項及び第三項に規定する料金の額」とあるのは「第二十七條の四第一項又は第二十七條の六第一項の規定により定められた第一種郵便物（郵便書簡を除く。）の料金の額」と、第二十七條中「第二十一条第二項及び第三項」とあるのは「第二十七條の四第一項又は第二十七條の六第一項」と、「これらの規定に定める額」とあるのは「これらの規定により定められた額」と、第二十七條の二中「第二十一条第二項又は第三項」とあるのは「第二十七條の四第一項又は第二十七條の六第一項」と、「これらの規定に定める額」とあるのは「これらの規定により定められた額」と、第二十七條の三第一項中「第二十一条第二項若しくは第三項の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額又は第二十二條第二項に規定する当該第二種郵便物の料金の額」とあるのは「次条第一項 同条第二項において準用する場合を含む。第三項において同じ。」又は第二十七條の六第一項の規定により定められた当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物の料金の額」と、同条第三項中「第二十一条第二項若しくは第三項又は第二十二條第二項の規定による当該広告郵便物の料金の額」とあるのは「次条第一項又は第二十七條の六第一項の規定により定められた当該広告郵便物の料金の額」と、第二十七條の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）中「第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項」とあるのは「第二十七條の六第一項」と、「これらの規定に定める額」とあるのは「同項の規定により定められた額」と、前条第一項 同条第二項において準用する場合を含む。）中「第二十一条第二項から第四

項まで及び第二十二條第二項」とあるのは「第二十七條の四第一項」と、「これらの規定に定める額」とあるのは「同項の規定により定められた額」とする。

第三十三條の見出し中「販売」を「販売等」に改め、同条中「証券」の下に「（以下この条において「切手類」という。）を加え、同条に次の二項を加える。

郵政省は、郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他切手類に関し周知し、又は啓発を図るための物（次項において「郵便切手帳等」という。）を、実費により販売することができる。

郵政大臣は、省令の定めるところにより、一定の金額が電磁的方式によつて記録されるカードであつて、切手類、郵便切手帳等及び郵政省が販売する封筒その他郵便の利用上必要な物のうちその販売額がその給付を受けようとする時において当該カードに記録されている金額を超えないものの給付を受けることができるものを発行し、郵政省及び第一項に規定する販売者において、これを販売することができる。

第五十一条中「特殊取扱」を「特殊取扱」に改め、「（省令で定める額の手数料を加算した額の料金）を削る。

第五十三條第一号中「（省令で定める額の手数料を加算した額）を削る。

第九十三條から第九十五條までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十三年七月一日から施行する。ただし、第二十七條の三の次に四條を加える改正規定及び第九十三條から第九十五條ま

でを削る改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 昭和六十二年及び昭和六十三年における郵便事業の損益計算についての改正後の第二十七條の四第三項の規定の適用については、同項中「日本電信電話株式会社及び日本放送協会」とあるのは、「日本放送協会」とする。

3 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

4 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「証券」の下に「郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第三十三條第二項に規定する郵便切手帳等、同条第三項に規定するカード」を加える。

（郵政省設置法の一部改正）

5 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第十七号中「外国郵便」を「国際郵便」に改める。

〔上野雄文君登壇、拍手〕

○上野雄文君 たいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図るため、切手類等の給付を受けるこ

とができるカードを販売できることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、郵便財政の現状と見通し、郵便料金の法定制緩和の運用方針、郵政審議会のあり方、郵便事業のサービス改善などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わし、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対である旨の、自由民主党を代表して守住理事より賛成である旨のそれぞれ意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第六 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長岡部三郎君。

審査報告書

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十二日

農林水産委員長 岡部 三郎

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に即応して漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁業協同組合の組合員である中小漁業者の相当部分が漁獲共済に関する規約を定めた場合には、その漁業協同組合が共済契約を締結することができるようになることと、昭和四十九年以来試験的に実施してきた養殖業についての生産金額の減少等を行ってきた特定養殖共済を本格的に実施するために必要な措置等を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

我が国漁業をめぐる厳しい情勢の中で、漁業災害補償制度は、今後とも漁業再生産の確保と漁業経営の安定に重要な役割を果たすことが期待されている。

よつて政府は、本制度と密接な関連を有する構造政策、金融政策、価格政策等漁業諸施策を強力に推進するとともに、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 漁業災害補償制度の健全な運営を確保するためには、加入の普遍的な拡大が不可欠であること

とにかんがみ、漁業実態に即しかつ漁業者の共済需要を踏まえた適切な補償水準及び掛金率を設定する等魅力ある制度の確立に努めるとともに、政府及び地方公共団体が行う融資措置等の経営対策と本制度との有機的な運営に努めること。

二 漁協契約方式の導入に当たっては、漁業者等への本契約方式の周知徹底を図るとともに、共済事業推進体制の充実に資するよう漁業協同組合及び漁業共済組合の指導・援助に努めること。

また、漁協共販事業を一層推進し、共済事業実施のための条件整備を図ること。

三 漁村社会の変化等にかんがみ、本制度が漁業依存度の高い経営の安定に十分効果を發揮しうるよう対象漁業者の範囲について検討するとともに、漁獲共済において義務加入の不成立が加入率低迷の一因となつていないことに対処し、その成立促進のための措置を講ずること。

四 基準漁獲数量の設定による共済金支払方法の特例を設けるに当たっては、共済金の減額により漁業の再生産が阻害されることのないよう十分配慮すること。

また、特例措置の対象となる漁業の種類は、漁業の実態等を踏まえ、さけ・ます大型定置漁業に限るとともに、魚佃の下落等さけ・ます大型定置漁業に係る共済事故多発の原因をさらに究明し、適切な対策を講ずること。

五 円高の進行、諸外国の水産物輸出意欲の高まり等に伴い水産物輸入が急増している状況にかんがみ、水産物の国内需給を踏まえた秩序ある輸入に努めること。

六 国、連合会、共済組合の段階別責任分担割合については、本制度の性格を踏まえつつ、それが抱える累積赤字の状況及び共済事故の発生状況に即し適宜・適切に見直しを行うこと。

七 養殖技術の発展に伴い多様な魚種の養殖業が定着している現状にかんがみ、共済需要に応じ共済対象の拡大を図ること。また、地域共済事業に対する公的援助及び同共済事業として定着した事業の共済事業への移行の在り方について検討すること。

八 特定養殖共済の本格実施に伴うのりの養殖共済の廃止については、本則共済への加入の現状を踏まえ、十分な経過措置を設けて円滑に移行すること。

九 漁業経営の合理化の必要性、漁業関係共済・保険事業の運営の現状等にかんがみ、総合的な漁業関係共済・保険制度の確立に向けてその統合・一元化を検討すること。

右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月二十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

漁業災害補償法の一部を改正する法律案
漁業災害補償法の一部を改正する法律
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 漁具共済(第二百二十六条―第三百七十七条)」を「第五節 特定養殖共済(第二百二十五条―第三百七十七条)」に改める。

第二条中「行なう」を「行う」に改め、「漁獲金額」の下に「若しくは養殖に係る生産金額」を加える。
第七十七条中「行なう」を「行う」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特定養殖共済

第七十八条第一項中「被共済者又は」を「被共済者若しくは」に、「又は構成員」を「若しくは構成員」に改め、「場合」の下に「又は被共済者の構成員のうち」にその営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が単位共済限度額に達しないものがある場合」を加え、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特定養殖共済は、被共済者が営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額に達しない場合若しくは被共済者の構成員のうち」にその営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が単位共済限度額に達しないものがある場合の被共済者若しくはその構成員の損失又は被共済者若しくはその構成員が営む養殖業に係る養殖施設がその供用中に損壊し、流失した等の場合の被共済者若しくはその構成員の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

第七十九条中「及び養殖共済又はそのいずれか一」を「養殖共済及び特定養殖共済のうちいずれか一以上」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第八十条第一項中「種類」との下に「特定養殖共済にあつては第二百二十五条の二に規定する養殖業の種類」とを加え、同条第二項中「若しくは第百四十四条第一号に掲げる養殖業」を削り、「又は同条第三号」を「第百四十四条第三号」に、「共済契約については」を「共済契約又は第百二十五条の二に規定する特定養殖業(以下この節において「特定養殖業」という。)に係る共済契約については」に改める。

第八十二条第二項中「又は養殖共済」を「養殖共済又は特定養殖共済」に改める。

第八十五条第一項中「中小漁業者」の下に「同項第二号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同項第三号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者」を、「構成員」の下に「第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物及び当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設」を加え、同条第二項中「漁獲共済の下に」又は特定養殖共済」を加え、「同号ロ」を「同号ロ」に改め、「規定する中小漁業者」の下に「同項第二号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同項第三号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を、「漁業」の下

に「又は特定養殖業」を加え、「漁獲努力」を「漁獲又は養殖に係る努力」に改める。

第九十一条第四項中「中小漁業者」の下に「同項第二号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同項第三号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者」を、「構成員」の下に「第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を加える。

第九十三条第一項第八号中「漁獲共済」の下に「又は特定養殖共済」を、「漁業」の下に「又は特定養殖業」を加える。

第百四十四条中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「及び第百四十四条」を「第百四十四条」に、「以外」を「及び第百二十五条の二に規定する特定養殖業以外の」に改める。

第百五十五条第一項第二号を次のように改める。
二 前条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者
ロ 組合員(その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごと及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分け

て定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業をその主要な漁業として営む中小漁業者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定

めており、かつ、その組合員の直接の構成員であつて第百八条第一項に規定する特定第二号漁業者である者の三分の二以上の者がその規約を定めている者に含まれる場合における組合員に限る。)

第百五十五条第一項に次の一号を加える。
三 前条第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者
ロ 組合員(その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごと及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分け

て定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業をその主要な漁業として営む中小漁業者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定

めており、かつ、その組合員の直接の構成員であつて第百八条第一項に規定する特定第二号漁業者である者の三分の二以上の者がその規約を定めている者に含まれる場合における組合員に限る。)

第百七条中「を締結している者」を「が締結されている場合には、被共済資格者に改める。

第百八条第一項中「政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごと及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分け

て定める区域ごと及び」に、「同号」を「第百四十四条第二号」に、「被共済資格者」とを「第百五十五条第一項第二号イに掲げる組合員若しくは中小漁業者又は当

該中小漁業者が同号ロに規定する規約を定めて、
する場合における同号ロに掲げる組合員とに改め、
同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「被共済
者となる者」の下に「被共済者となる者が第百五
条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、
同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者」
を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次
に次の一項を加える。

2 前項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締
結の申込みをしている第百五条第一項第二号ロ
に掲げる組合員に係る同号ロに規定する規約を
定めている特定第二号漁業者は、前項の規定の
適用については、当該漁獲共済に係る共済契約
の締結の申込みをしているものとみなす。

第百八条の二の見出し中「申込みを」を「申込み等」
に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第百五条
第一項第二号ロ」に、「を」を「し」又は「組合員
の直接の構成員として第百五条第一項第二号ロに
規定する規約を定める」に、「第四項」を「第五項
に」、「しなれば」を「し、又は同号ロに規定す
る規約を定めなければ」に改め、同条第三項中「政
令で定めるところにより都道府県知事が定める区
域」と及び当該区域に応じ第百四条第三号に掲げ
る漁業を分けて定める」を「第百五条第一項第三号
ロの都道府県知事の定める区域」と及び、「同
号」を「第百四条第三号」に、「を」を「し」又は
組合員の直接の構成員として第百五条第一項第三
号ロに規定する規約を定める」に、「次項」を「第五
項」に、「しなれば」を「し、又は同号ロに規定す
る規約を定めなければ」に改め、同条第四項中「前
三項」を「前各項」に改め、「申込み」の下に「又は第
二項若しくは第三項の規定による規約の設定」を

加え、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五
項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第百五条第一項第二号ロ又は第三号ロに掲げ
る組合員は、同項第二号ロ又は第三号ロに規定
する規約が第二項又は前項の規定により定めら
れたときは、組合に第百四条第二号又は第三号
に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共
済に係る共済契約の締結の申込みをしなければ
ならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了
したときも、同様とする。

第百九条第二項中「第百八条第一項」を「第百五
条第一項第二号ロ」に改める。

第百十條第一項中「をこえない」を「第百四条第
二号又は第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る
種目の漁獲共済については、被共済者が第百五条
第一項第二号ロ又は第三号ロに掲げる組合員であ
るときは、同項第二号ロ又は第三号ロに規定する
規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単
位共済限度額の合計額。第百十三條の二第二項、
第四項及び第五項において同じ。」を超えない」に
改める。

第百十一條の見出しを「(共済限度額等)」に改
め、同条第一項中「第二項」を「第四項」に改め、同
条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「共済限度
額」の下に「又は単位共済限度額」を加え、「同項」
を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条
第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一項の単位共済限度額は、共済契約ご
と及び第百五条第一項第二号ロ又は第三号ロに
規定する規約を定めている中小漁業者ごとに、
当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場
合において同項の規定により算定された金額と

する。

第百十三條第一項中「漁獲共済の」を「漁獲共済
(次項に掲げるものを除く。）」に改め、「及び次
項を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項、第
二項及び前項」に、「第百十一條第二項」を「第百十
一條第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同
条第二項中「被共済者が営む当該漁業の共済責任
期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額に達し
ない」を「前三項の規定により共済金を支払うもの
とされる場合に該当する」に、「前項」を「これら」
に改め、「算定した金額」の下に「(第一号又は第二
号に掲げる場合にあつては、その金額に当該各号
に掲げる割合を乗じて得た金額)」を、「当該被共済
者」の下に「(その者が第百五条第一項第二号ロ又
は第三号ロに掲げる組合員であるときは、同項第
二号ロ又は第三号ロに規定する規約を定めている中
小漁業者のすべて)」を加え、「同項」を「第一項」
に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第四
項とする。

一 被共済者が第百五条第一項第二号ロ又は第
三号ロに掲げる組合員である場合 同項第二
号ロ又は第三号ロに規定する規約を定めてい
る中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共
済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額
の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済
限度額の合計額に対する割合に係る第二項の
農林水産省令で定める割合

二 前項の政令で定める漁業の種類に係る種目
の漁獲共済である場合 当該被共済者が営む
当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲
数量の基準漁獲数量に対する割合に係る同項
の農林水産省令で定める割合

第百十三條第一項の次に次の二項を加える。

2 第百四条第二号又は第三号に掲げる漁業に属
する漁業に係る種目の漁獲共済であつて、被共
済者が第百五条第一項第二号ロ又は第三号ロに
掲げる組合員である共済契約に係るものの共済
金は、共済契約ごとに、同項第二号ロ又は第三
号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の
うちにその営む当該漁業の共済責任期間中の操
業に係る漁獲金額がその単位共済限度額に達し
ないものがある場合に支払うものとし、共済金
の金額は、当該その単位共済限度額に達しない
中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の
合計額から当該中小漁業者のすべてを通ずる当
該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額
の合計額を差し引いて得た金額に、同項第二号
ロ又は第三号ロに規定する規約を定めている中
小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任
期間中の操業に係る漁獲金額の合計額の当該中
小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合
計額に対する割合に応じて農林水産省令で定め
る割合、当該中小漁業者のすべての営む当該漁
業の属する漁業の種類又は種類に係る前項の農
林水産省令で定める割合及び共済金額の当該中
小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合
計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3 第百四条第三号に掲げる漁業に属する漁業で
あつて、その漁業に係る経営事情及び共済事故
の発生の態様に照らして共済金の支払につき特
例を定める必要があるものとして政令で定める
種類のものに係る種目の漁獲共済の共済金は、
第一項又は前項の規定にかかわらず、共済契約
ごとに、第一項又は前項の規定により共済金を

支払うものとされる場合に該当し、かつ、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量（被共済者が第百五条第一項第三号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の合計数量。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより当該被共済者が営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量（被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量の合計数量）を基準として組合が定める基準漁獲数量（以下「基準漁獲数量」という。）に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、第一項又は前項の規定により算定した金額に、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の基準漁獲数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

第百十三条の二第二項中「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「共済限度額」の下に「又は単位共済限度額」を、「第百十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から一年を経過した日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来

することとなる継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合については、前項の規定によるほか、被共済者が自己の責めに帰する事由がなくて当該当初契約及び当該継続契約の前の継続契約のいずれの共済責任期間においても組合から共済金の支払を受けていないことその他の農林水産省令で定める要件に該当する場合には、継続申込特約にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより当初契約の共済金額の共済限度額に対する割合を上回る割合にこれを変更することができる。

第三章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 特定養殖共済

（特定養殖共済の対象とする養殖業及び区分）

第百二十五条の二 特定養殖共済は、政令で定める養殖業（以下「特定養殖業」という。）につき行うものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。

（特定養殖共済の養殖施設に係る共済目的及び共済事故）

第百二十五条の三 特定養殖共済であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものの共済目的は、特定養殖業に係る政令で定める養殖施設とする。

2 特定養殖共済であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものの共済事故は、特定養殖業に係る養殖施設の供用中における損壊（農林水産省令で定める程度のものに限る）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

（被共済者の資格）

第百二十五条の四 特定養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、特定養殖業の種類ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 当該特定養殖業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

二 組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じその区域を分けて定める一定の区域内に住所を有しかつ当該特定養殖業を営む中小漁業者の三分の二以上の者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めている場合における組合員に限る。）

2 特定養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第百五条第二項の規定を準用する。

（共済契約者に関する制限）

第百二十五条の五 特定養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする特定養殖業の種類ごとに、当該種類の特定養殖業に係る特定養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）

第百二十五条の六 一の特定養殖業に係る特定養殖共済又は養殖共済の共済契約が締結されている場合には、当該特定養殖業に係る被共済資格者は、当該特定養殖業については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共

済責任期間の全部又は一部とする当該特定養殖業に係る他の特定養殖共済又は養殖共済の共済契約を締結することができない。

第百二十五条の七 特定養殖共済については、第百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域内に住所を有しかつ当該特定養殖業を営む被共済資格者（以下「区域内特定養殖業者」という。）の二分の一以上の者からの当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがある場合でなければ、組合は、区域内特定養殖業者又は区域内特定養殖業者が同号に規定する規約を定めている場合における同号に掲げる組合員と当該特定養殖共済に係る共済契約を締結することができない。

2 特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしている第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員に係る同号に規定する規約を定めている区域内特定養殖業者は、前項の規定の適用については、当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしているものとみなす。

3 特定養殖共済に係る養殖施設については、前条及び第一項の要件を満たして第七十八条第三項の損失に係る共済契約を締結する場合であつて、その者が当該特定養殖共済において共済目的とすることができる養殖施設（以下「共済目的特定施設」という。）で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するもの（のすべてを共済目的とし、当該特定養殖業において当該共済責任期間中に付加する共済目的特定施設で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するものがある場合には、そのすべ

てを共済目的とすることを約するときに限り、組合とその者との間に共済契約を締結することができる。

(共済契約の締結の申込み等)

第二百二十五条の八 第二百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、区域内特定養殖業者の三分の二以上の者が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし又は組合員の直接の構成員として同号に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第三項において準用する第二百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者(当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。)は、組合に当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号に規定する規約を定めなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

2 第二百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員は、同号に規定する規約が前項の規定により定められたときは、組合に特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

3 第二百五条の二第一項ただし書の規定は前二項の規定による共済契約の締結の申込み又は第一項の規定による規約の設定について、同条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による区域内特定養殖業者の同意について、それぞれ準用する。

(共済責任期間)

第二百二十五条の九 特定養殖共済の共済責任期間

は、対象とする特定養殖業者の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の特定養殖業者の養殖時期(周年操業をするもの)については、(年間)を基準として、共済規程で定める期間とし、第二百二十五条の四第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに単一となるように定めなければならない。

(共済金額)

第二百二十五条の十 特定養殖共済の共済金額であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るものは、共済限度額(被共済者が第二百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額)を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 特定養殖共済の共済金額であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものは、その共済価額を超えない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

3 第一項の規定により共済金額を定める場合又は前項の規定により同項の割合を定める場合において、特定養殖業者の種類のうち必要があると認めるものについて農林水産大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度を超えて定めることができる。

4 第一項に規定する共済金額は、同項及び前項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができる。

(共済限度額等)

第二百二十五条の十一 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところによ

り、当該被共済資格者の営む当該特定養殖業者の過去一定年間の養殖に係る生産金額を基準とし、当該被共済資格者の当該特定養殖業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該特定養殖業に關し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者の営む当該特定養殖業者の過去一定年間の養殖に係る生産金額その他当該地域における養殖業の事情を勘案して組合が定める金額に、百分の九十を超えない範囲内において当該被共済資格者の営む当該特定養殖業者の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前条第一項の単位共済限度額は、共済契約ごと及び第二百二十五条の四第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者ごとに、当該中小漁業者を前項の被共済資格者とした場合において同項の規定により算定された金額とする。

3 前二項の規定により共済限度額又は単位共済限度額を定める場合における第一項の生産金額は、当該特定養殖業者の養殖に係る水産動植物による収入金額(農林水産省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林水産省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

(共済価額)

第二百二十五条の十二 第二百二十五条の十第二項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖施設ごとに、農林水産省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖施設(当該共済責任期間中に付加されるものを含む。)の数量を乗じて得た金額とする。

2 前項の単位当たり共済価額は、共済契約ごと

に、農林水産省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

(純共済掛金率)

第二百二十五条の十三 特定養殖共済の純共済掛金率は、対象とする特定養殖業者の種類、共済目的となる養殖施設その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林水産大臣は、特定養殖共済につき、特定養殖業者の種類、共済目的となる養殖施設その他前項の農林水産大臣の定める事項に応じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

(てん補の責めを負わない損害)

第二百二十五条の十四 養殖施設について生じた戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。

(共済金)

第二百二十五条の十五 特定養殖共済(次項に掲げるものを除く。)の共済金であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るものは、共済契約ごとに、当該被共済者の営む当該特定養殖業者の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業者の共済責任期間中の養殖に係る生産数量が政令で定めるところにより当該被共済者の営む当該特定養殖業者の過去一定年

間の養殖に係る生産数量を基準として組合が定める基準生産数量に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に応じて農林水産省令で定める割合及び共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 被共済者が第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員である特定養殖共済の共済金であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るものは、共済契約ごとに、同号に規定する規約を定めている中小漁業者(以下この項において「特定中小漁業者」という。)のうちにその営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその単位共済限度額に達しないものがある場合において、当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量が政令で定めるところにより当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量の合計数量を基準として組合が定める基準生産数量(第二号において「基準生産数量」という。)に前項の数値を乗じて得た数量に達しないときに支払うものとし、共済金の金額は、当該その単位共済限度額に達しない特定中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額

から当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額を差し引いて得た金額に、次の各号に掲げる割合のすべてを乗じて得た金額とする。

一 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額の当該特定中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合

二 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量の基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合

三 当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてが営む当該特定養殖業の種類に係る前項の農林水産省令で定める割合

四 共済金額の当該組合員に係る特定中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合

3 政令で定める種類の特定養殖業に係る特定養殖共済であつて、前二項の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金(第七十八条第三項に規定する損失に係るものに限る。)は、前二項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約

に従い算定した金額(被共済者が第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは、その金額に前項第一号に掲げる割合を乗じて得た金額)に、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に係る第一項の農林水産省令で定める割合(被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合)、当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に係る第一項の農林水産省令で定める割合(被共済者が同条第二号に掲げる組合員であるときは、前項第三号に掲げる割合)及び共済金額の共済限度額に対する割合(被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第四号に掲げる割合)を乗じて得た金額とする。

4 第一項及び第二項の生産金額については、第百二十五条の十一第三項の規定を準用する。

5 特定養殖共済の共済金であつて第七十八条第三項に規定する損害に係るものの金額は、共済契約ごとに、共済目的についての共済事故による損害額に当該共済契約に係る第百二十五条の十第二項の割合を乗じて得た金額とする。

6 前項の損害額は、当該共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量(前条の規定によつて組合がてん補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。)に農林水産省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整を施した数量に、当該共済目的の第百二十五条の十二第二項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水

産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(継続申込特約に関する規定の準用)

第百二十五条の十六 特定養殖共済については、第百十三条の二の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「漁業単位及びこれに係る種目」とあるのは「特定養殖業の種類」と、同条第四項中「第百十一條第一項」とあるのは「第百二十五条の十一第一項」と、同条第六項中「第百十一條第一項又は第二項」とあるのは「第百二十五条の十一第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(商法の準用)

第百二十五条の十七 第七十八条第三項に規定する損害に係る特定養殖共済については、商法第六百三十一條及び第六百六十一條の規定を準用する。

第百四十條第一号中「及び養殖共済」を「養殖共済及び特定養殖共済」に改め、同号イを次のように改める。

イ 当該共済契約に係る共済金額のうち、団体責任分担共済金額を超える部分の金額

第百四十條第一号ロ中「団体責任分担共済金額」の下に「から特別団体責任分担共済金額を差し引いて得た金額」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 当該共済契約に係る特別団体責任分担共済金額に百分の九十五を下らず百分の百に満たない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

第百四十條に次の一項を加える。

2 前項第一号に規定する団体責任分担共済金額は当該共済契約に係る共済金額のうち連合会が組合とその支払についての責任を分担すべき部分の金額として、同号に規定する特別団体責任分担共済金額は団体責任分担共済金額のうち主として連合会が当該責任を分担すべき部分の金額として、それぞれ、政令で定めるところにより漁獲共済に係るものにあつては漁業の種類、養殖共済に係るものにあつては養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては特定養殖業の種類に同じ組合の共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額とする。

第百四十一条第一号中「及び養殖共済」を、「養殖共済及び特定養殖共済」に、「前条第一号イ」を、「前条第二項」に、「同号イ」を「同項」に改め、「種類」の下に「特定養殖共済に係るものにあつては同項の特定養殖業の種類」を加える。

第百四十二条中「第百十三条の二第六項」を「第百十三条の二第七項（第百二十五条の十六において準用する場合を含む。）」に改める。

第百四十三条第一号中「及び養殖共済」を、「養殖共済及び特定養殖共済」に改め、同号イ中「団体責任分担共済金額」の下に「から特別団体責任分担共済金額を差し引いて得た金額」を加え、「第百四十二条第一号ロ」を「第百四十条第一項第一号ハ」に改め、同号ロ中「こえる」を「超える」に、「と当該共済契約に係る団体責任分担共済金額に第百四十条第一号ロ」を、「当該共済契約に係る特別団体責任分担共済金額に第百四十条第一項第一号ロの政令で定める割合を乗じて得た金額及び当該団体責任分担共済金額から当該特別団体責任分担共済金額

を差し引いて得た金額に同号ハ」に、「金額とを」を「金額を」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 会員が支払うべき共済金の金額が当該共済契約に係る団体責任分担共済金額から特別団体責任分担共済金額を差し引いて得た金額を超え当該共済契約に係る団体責任分担共済金額以下である場合に於ては、その超える部分の金額に第百四十条第一項第一号ロの政令で定める割合を乗じて得た金額と当該差し引いて得た金額に同号ハの政令で定める割合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

第百四十六条の二中「第百二十五条」の下に、「第百二十五条の十七」を加える。

第百四十七条の二中「行なう」を「行う」に、「及び養殖共済」を、「養殖共済及び特定養殖共済」に改める。

第百四十七条の三中「又は養殖共済」を、「養殖共済又は特定養殖共済」に改める。

第百四十七条の四を次のように改める。

（保険金額）

第百四十七条の四 政府の保険金額は、保険区分ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額とする。

- 一 同一年度再共済契約に係る再共済金額の合計額のうち、連合会責任再共済金額と責任分担再共済金額との合計額を超える部分の金額
- 二 同一年度再共済契約に係る責任分担再共済金額に百分の九十五を下らず百分の百に満たない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

2 前項第一号の連合会責任再共済金額は当該同一年度再共済契約に係る再共済金額の合計額のうち連合会がその支払についての責任のすべてを負担すべき部分の金額として、同項の責任分担再共済金額は当該合計額のうち政府が連合会とその支払についての責任を分担すべき部分の金額として、それぞれ、政令で定めるところにより連合会の再共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額とする。

第百四十七条の六の見出し中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条中「又は養殖共済」を、「養殖共済又は特定養殖共済」に、「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第百四十七条の七中「連合会責任再共済金額をこえる」を「連合会責任再共済金額を超える」に、「当該再共済金の合計額のうちそのこえる部分の金額に相当する金額」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 当該再共済金の合計額が当該同一年度再共済契約に係る連合会責任再共済金額と責任分担再共済金額との合計額以下である場合に於ては、当該再共済金の合計額のうち当該同一年度再共済契約に係る連合会責任再共済金額を超える部分の金額に第百四十七条の四第一項第二号の政令で定める割合を乗じて得た金額
- 二 当該再共済金の合計額が当該同一年度再共済契約に係る連合会責任再共済金額と責任分担再共済金額との合計額を超える場合に於ては、当該再共済金の合計額のうちその超える部分の金額と当該同一年度再共済契約に係る部分の金額とを当該同一年度再共済契約に係る再共済金額に第百四十七条の四第一項第二号の政令で定める割合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

る責任分担再共済金額に第百四十七条の四第一項第二号の政令で定める割合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

第百四十七条の八第一項中「又は養殖共済」を「養殖共済又は特定養殖共済」に改める。

第百九十五条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「漁獲共済」の下に「又は特定養殖共済」を加え、同項第二号中「その構成員」を「その構成員」に改め、「平均規模」の下に「その者が第百九十五条第一項第三号ロに掲げる組合員であるときは同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の営む漁業の平均規模」を加える。

附則 附則第二条の二から第二条の十七までを削る。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の漁業災害補償法（以下「新法」という。）第百十三条第三項及び第四項の規定は、その共済責任期間の開始日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

2 新法第百四十条第一項第一号及び第二項並びに第百四十三条第一号の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である共済契約に係る再共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

3 昭和六十三年度における漁業共済保険事業の

保険契約については、新法第百四十七条の三の規定にかかわらず、その共済責任期間の開始日が昭和六十三年四月一日以後施行日前の日である共済契約については再共済契約(以下「施行日前再共済契約」という。)に係る再共済責任及びその共済責任期間の開始日が施行日以後昭和六十四年三月三十一日以前の日である共済契約についての再共済契約(以下「施行日後再共済契約」という。)に係る再共済責任のそれぞれを一体としてこれらにつき保険契約が成立するものとする。

4 新法第百四十七条の四及び第百四十七条の七の規定は、施行日後再共済契約に係る保険契約について適用し、施行日前再共済契約に係る保険契約については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に存する改正前の漁業災害補償法の規定に基づく特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正)

第三条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条ノ三中「及附則第二条の十六第二項」及び「(同法附則第二条の十六第五項ニ於テ準用ス

ル場合ヲ含ム)」を削る。

〔岡部三郎君登壇、拍手〕

○岡部三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に即応して漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁業協同組合の組合員である中小漁業者が漁獲共済に関する規約を定めた場合には、その漁業協同組合が共済契約を締結することができるようになるために必要な措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、漁業共済制度の位置づけと改正案の基本的考え方、加入率低迷の原因と加入促進対策としての漁協契約方式導入の効果、漁業共済事業推進体制のあり方、基準漁獲数量方式導入の理由と運営方針、漁業共済団体等が抱える累積赤字の現状と対策、ノリ特定養殖共済の本格実施に伴う問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑終了の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、九項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 藤田 正明君
副議長 瀬谷 英行君

議員
及川 順郎君 片上 公人君
勝木 健司君 平野 清君
刈田 貞子君 猪熊 重二君
橋本孝一郎君 木本平八郎君
青木 茂君 鶴岡 洋君
中野 鉄造君 小西 博行君
坂山 映子君 宮島 渥君
中野 明君 矢原 秀男君
馬場 富君 広中和歌子君
井上 計君 山田 勇君
松岡満壽男君 星 長治君
太田 淳夫君 峯山 昭範君
飯田 忠雄君 和田 教美君
三治 重信君 堀江 正夫君
林 寛子君 塩出 啓典君
三木 忠雄君 高桑 栄松君
中西 珠子君 栗林 卓司君
関 嘉彦君 降矢 敬義君
下条進一郎君 多田 省吾君

黒柳 明君 高木健太郎君
伏見 康治君 藤井 恒男君
田中 正巳君 徳永 正利君
熊谷太三郎君 青島 幸男君
西川 潔君 坪井 一字君
陣内 孝雄君 浦田 勝君
下村 泰君 喜屋武眞榮君
山田耕三郎君 佐藤謙一郎君
二木 秀夫君 矢野俊比古君
吉川 芳男君 石井 道子君
添田増太郎君 寺内 弘子君
林 健太郎君 曾根田郁夫君
志村 哲良君 工藤万砂美君
海江田鶴造君 井上 裕君
井上 孝君 遠藤 政夫君
増岡 康治君 最上 進君
森田 重郎君 田代由紀男君
谷川 寛三君 大河原太一郎君
高平 公友君 成相 善十君
北 修二君 金丸 三郎君
伊江 朝雄君 後藤 正夫君
佐々木 満君 亀長 友義君
長谷川 信君 嶋崎 均君
植木 光教君 長田 裕二君
鈴木 省吾君 世耕 政隆君
井上 吉夫君 梶木 又三君
岡野 裕君 倉田 寛之君
佐藤栄佐久君 竹山 裕君
本村 和喜君 宮崎 秀樹君
松浦 孝治君 福田 幸弘君
野沢 太三君 永野 茂門君
青木 幹雄君 上杉 光弘君

小野 清子君	木宮 和彦君
久世 公堯君	吉村 真事君
柳川 覺治君	大浜 方榮君
石井 一二君	大城 眞順君
宮澤 弘君	杉山 令肇君
藤井 孝男君	仲川 幸男君
水谷 力君	岩上 二郎君
前田 勲男君	松尾 官平君
板垣 正君	岩本 政光君
坂野 重信君	山本 富雄君
岩崎 純三君	真鍋 賢二君
山東 昭子君	沢田 一精君
宮田 輝君	土屋 義彦君
山内 一郎君	西村 尚治君
初村 瀧一郎君	松垣徳太郎君
中西 一郎君	山崎 竜男君
河本嘉久蔵君	古賀雷四郎君
原文兵衛君	山岡 賢次君
吉川 博君	秋山 肇君
野末 陳平君	一井 淳治君
永田 良雄君	高橋 清孝君
田辺 哲夫君	田 英夫君
杵掛 哲男君	斎藤 文夫君
下稻葉耕吉君	鈴木 貞敏君
山本 正和君	久保田眞直君
森山 眞弓君	向山 一人君
小島 静馬君	村上 正邦君
福田 宏一君	名尾 良孝君
小川 仁一君	大木 浩君
岡部 三郎君	梶原 清君
川原新次郎君	関口 恵造君

田沢 智治君	高木 正明君
高杉 勉忠君	大鷹 淑子君
斎藤栄三郎君	岡田 広君
大島 友治君	遠藤 要君
林 道君	福岡 知之君
浜本 万三君	林田悠紀夫君
中村 太郎君	堀内 俊夫君
斎藤 十朗君	志村 愛子君
坂元 親男君	平井 卓志君
小山 一平君	千葉 景子君
田淵 勲二君	吉井 英勝君
吉川 春子君	内藤 功君
渡辺 四郎君	及川 一夫君
山口 哲夫君	橋本 敦君
佐藤 昭夫君	稲村 稔夫君
菅野 久光君	近藤 忠孝君
諫山 博君	中村 哲君
上野 雄文君	佐藤 三吾君
大森 昭君	松前 達郎君
穂山 篤君	沓脱タケ子君
神谷信之助君	村沢 牧君
大木 正吾君	丸谷 金保君
久保 亘君	矢田部 理君
志苦 裕君	山中 郁子君
本岡 昭次君	野田 哲君
粕谷 照美君	赤桐 操君
立木 洋君	市川 正一君
対馬 孝且君	青木 薪次君
安恒 良一君	鈴木 和美君
八百板 正君	小野 明君
小笠原貞子君	宮本 顕治君

国務大臣

内閣総理大臣	竹下 登君
外務大臣	宇野 宗佑君
大蔵大臣	宮澤 喜一君
農林水産大臣	佐藤 隆君
通商産業大臣	田村 元君
運輸大臣	石原慎太郎君
郵政大臣	中山 正暉君
建設大臣	越智 伊平君
国務大臣(科学技術庁長官)	伊藤宗一郎君

政府委員

外務大臣官房審議官	遠藤 哲也君
外務省条約局長	斎藤 邦彦君

議長の報告事項

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

広中和歌子君

補欠

中野 明君

大蔵委員

辞任

井上 裕君

補欠

二木 秀夫君

運輸委員

辞任

二木 秀夫君

補欠

井上 裕君

中野 明君

広中和歌子君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

林業労働法案(浜本万三君外四名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めるの件

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所を設置に関し承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
船員法の一部を改正する法律案
港湾労働法案

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案
公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

港湾労働法

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律

刑事補償法の一部を改正する法律

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律

農用地開発公団法の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

同日議長は、スタンコ・トドロフ・ブルガリア人民共和国人民議会議長宛次の謝電を発送した。

天皇誕生日に際し、御懇篤なる祝辞をいただき、参議院を代表し、深謝申し上げます。私も閣下と同様に、両国議会の間のきずなが、日本・ブルガリア両国関係全体の発展及び世界平和に貢献するものと信じるとともに、閣下のご健康を祈念します。

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
辞任 倉田 寛之君
補欠 吉村 真事君

鳩山威一郎君
向山 一人君

林田悠紀夫君
松浦 孝治君

中野 明君
広中和歌子君

大蔵委員
辞任 福田 幸弘君
補欠 野沢 太三君

山岡 賢次君
宮崎 秀樹君

二木 秀夫君
井上 裕君

社会労働委員
辞任 宮崎 秀樹君
補欠 山岡 賢次君

渡辺 四郎君
青木 薪次君

商工委員
辞任 杉元 恒雄君
補欠 永田 良雄君

松浦 孝治君
林田悠紀夫君

向山 一人君
鳩山威一郎君

青木 薪次君
渡辺 四郎君

運輸委員
辞任 吉村 真事君
補欠 倉田 寛之君

野沢 太三君
福田 幸弘君

井上 裕君
二木 秀夫君

広中和歌子君
中野 明君

建設委員
辞任 堀内 俊夫君
補欠 上杉 光弘君

国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの
国会法第四十二條第三項の規定によるもの

予算委員
辞任 永田 良雄君
補欠 杉元 恒雄君

議院運営委員
辞任 上杉 光弘君
補欠 服部 安司君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会
理事 坂山 映子君 (坂山映子君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第八号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第七六号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案 (閣法第五二二号)

農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案 (閣法第五六号)

農林水産委員会に付託

特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案 (閣法第五九号)

土地区画整理法の一部を改正する法律案 (閣法第六六号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案
勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案 (閣法第六五号) 審査報告書

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案 (閣法第五八号) 審査報告書

昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案 (閣法第三号) 審査報告書

郵便法の一部を改正する法律案 (閣法第四二二号) 審査報告書

漁業災害補償法の一部を改正する法律案 (閣法第五五号) 審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 (閣法第七号) 審査報告書

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案
勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案 (閣法第六五号) 審査報告書

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案 (閣法第五八号) 審査報告書

昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案 (閣法第三号) 審査報告書

郵便法の一部を改正する法律案 (閣法第四二二号) 審査報告書

漁業災害補償法の一部を改正する法律案 (閣法第五五号) 審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 (閣法第七号) 審査報告書

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案
勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法の一部を改正する法律

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

同日議長は、マルヤン・ロジッチ・ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国連邦議会議長宛次の謝電を発送した。

天皇誕生日に際し、御懇篤なる祝辞をいただき、参議院を代表し、深謝申し上げます。私は、貴国の繁栄と閣下の御健康を祈念いたします。

同日議長は、ホルスト・ジンダーマン・ドイツ民主共和国人民議会議長宛次の謝電を発送した。

天皇誕生日に際し、御懇篤なる祝辞をいただき、参議院を代表し、深謝申し上げます。私は、貴国の繁栄と両国の友好関係の一層の発展を祈念いたします。